

### 3 漁業権の内容

#### (2) 内水面

##### ア 漁業権一覧

##### (ア) 共同漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第1号 (養老川)	第5種共同漁業	養老川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	市原市及び夷隅郡大多喜町地先	市原市及び夷隅郡大多喜町	なし
内共第2号 (小櫃川)	第1種共同漁業	小櫃川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	しじみ	1/1～12/31	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先	木更津市、袖ヶ浦市及び君津市	なし
	第5種共同漁業			あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ にじます わかさぎ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
内共第3号 (湊川)	第5種共同漁業	湊川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	富津市地先	富津市	富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流50メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流50メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流50メートルの区域では定置性網漁具を使用してはならない。
内共第4号 (夷隅川)	第5種共同漁業	夷隅川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ	6/1～9/30及び12/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	なし
内共第5号 (南白亀川)	第5種共同漁業	南白亀川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	茂原市及び長生郡白子町地先	茂原市及び長生郡白子町	なし
内共第6号 (栗山川)	第5種共同漁業	栗山川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町	なし
内共第7号 (手賀沼)	第5種共同漁業	手賀沼 我孫子手賀沼	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先	柏市、我孫子市、白井市及び印西市	なし
内共第8号 (印旛沼)	第5種共同漁業	印旛沼	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ もつご	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と同市村上地先の村上橋上流端の線との間の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長門川並びに旧長門川では定置性漁具(刺し網及びせんは除く。)を使用してはならない。
内共第9号 (与田浦)	第5種共同漁業	佐原	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市地先	香取市	なし

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第10号 (利根川)	第5種共同漁業	佐原	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市地先	香取市	なし
内共第11号 (利根川)	第5種共同漁業	笹川 北総 中利根	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	香取市及び香取郡東庄町 地先	銚子市富川町、森戸町、 笹本町、桜井町及び宮原 町、香取郡東庄町並びに 香取市	なし
内共第12号 (利根川)	第1種共同漁業	銚子市 中利根 下利根	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	かき あさり はまぐり 餌むし	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	銚子市及び香取郡東庄町 地先	銚子市及び香取郡東庄町	なし
内共第13号 (小糸川)	第5種共同漁業	小糸川	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな おいかわ うぐい	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	君津市地先	君津市	なし
内共第14号 (利根川)	第5種共同漁業	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、守谷市、取 手市、北相馬郡利根町、 稲敷郡河内町、稲敷市並 びに埼玉県加須市及び久 喜市地先	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、常総市、守 谷市、取手市、北相馬郡 利根町、稲敷郡河内町、 稲敷市並びに埼玉県加須 市及び久喜市	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰 堤上流端から上流50メートルの区域におい ては網漁具を使用してはならない。

(東京都知事免許)

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内共第11号 (江戸川)	第1種共同漁業	東京東部 埼玉東部 市川市 松戸市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	しじみ	1/1～12/31	江戸川区及び葛飾区の各 地先 埼玉県三郷市、吉川市、 北葛飾郡松伏町、同郡杉 戸町 春日部市及び幸手市の各 地先 千葉県浦安市、市川市、 松戸市、流山市及び野田 市の各地先 茨城県猿島郡五霞町地先	墨田区、江東区、北区、 荒川区、足立区、葛飾区 及び江戸川区 埼玉県三郷市、幸手市、 吉川市、北葛飾郡杉戸 町、同郡松伏町及び春日 部市 千葉県市川市、松戸市、 野田市、流山市及び浦安 市 茨城県猿島郡五霞町	茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下 流端から下流百メートルの区域におい ては、網漁具の使用をしてはならない。
	餌むし			1/1～12/31				
	第5種共同漁業			こい ふな うなぎ	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			

## (イ) 区画漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
内区第1号 (夷隅川)	第1種区画漁業	夷隅川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	いすみ市	なし
内区第2号 (夷隅川)	第1種区画漁業	夷隅川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	いすみ市	なし
内区第3号 (一宮川)	第1種区画漁業	一松内水面	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	長生郡長生村一松地先	長生郡一宮町及び長生村	なし
内区第4号 (南白亀川)	第1種区画漁業	南白亀川	団体漁業権	R 5. 9. 1から R10. 8. 31まで	あおのり養殖	9/1～翌4/30	長生郡白子町剃金及び古 所地先	長生郡白子町	なし

ウ 遊漁料金一覧  
(ア) 漁業権別遊漁料金

令和5年9月1日現在

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	手釣・竿釣 (あゆ・にじます 以外)	手釣・竿釣 (あゆ)	手釣・竿釣 (にじます)	投網等	現場売 加算額
内共第1号	養老川	1日券 660円 1年券 4,400円	1日券 2,200円 1年券 7,700円		1年券 11,000円	300円
内共第2号	小櫃川	1日券 450円 1年券 4,000円	1日券 1,000円 1年券 4,000円	1日券 1,000円 1年券 4,000円	1日券 3,000円 1年券 7,000円	550円
内共第3号	湊川	1日券 300円 1年券 2,000円	1日券 2,000円 1年券 5,000円		1年券 8,000円	100円
内共第4号	夷隅川	1日券 660円 1年券 4,400円	1日券 2,200円 1年券 7,700円		1年券 11,000円	300円
内共第5号	南白亀川	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 4,000円	100円
内共第6号	栗山川	1日券 400円 1年券 3,000円			1年券 6,000円	100円
内共第7号	手賀沼 我孫子手賀沼	1日券 500円 1年券 3,000円			1年券 7,000円	0円
内共第8号	印旛沼	1日券 500円 1年券 3,000円			1年券 7,000円	100円
内共第9号	佐原	1日券 200円 1年券 1,000円			1年券 3,000円	100円
内共第10号	佐原	1日券 200円 1年券 1,000円			1年券 3,000円	100円
内共第11号	笹川 北総 中利根	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 7,000円	100円
内共第13号	小糸川	1日券 300円 1年券 2,000円			1年券 7,000円	100円
内共第14号 ※	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	1日券 300円 1年券 2,000円			1日券 500円 1年券 3,000円	0円

- ※ 消費税を含む  
 ※ 未就学児等の割引の特例有  
 ※ 内共第14号は以下の特例有  
 以下の組合の遊漁規則に基づく遊漁承認証(1年券)を持っている場合は、それぞれ内共第14号の以下の区域においても遊漁が可能。  
 手賀沼漁協(内共第7号) : 野田市地先から印西市地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)  
 印旛沼漁協(内共第8号) : 栄町地先から神崎町地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)  
 新利根漁協(茨内共第9,10,11号) : 利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より茨城県側)  
 鬼怒利根漁協(茨内共第4,5号) : 利根町地先の栄橋から埼玉県境まで(流水区域の中央線より茨城県側)  
 埼玉県北部漁協(共第5,6号) : 茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)  
 埼玉県漁連(県内共通) : 埼玉県の区域内(手釣、竿釣(リール釣りを除く。))に限る。)

(イ) 県内共通遊漁券

	1年券	6,000円
漁法	手釣・竿釣	
区域	内共第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号	
魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権魚種	

- ※ 消費税を含む

(ウ) 江戸川漁業権

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	手釣・竿釣、たも網、 さで網、四ツ手網	リール釣	左記以外の漁具、漁法	現場売 加算額
内共第11号	東京東部 埼玉東部 松戸市 市川市	1日券 300円 1年券 3,000円	1日券 500円 1年券 4,000円	1日券 1,000円 1年券 5,000円	0円

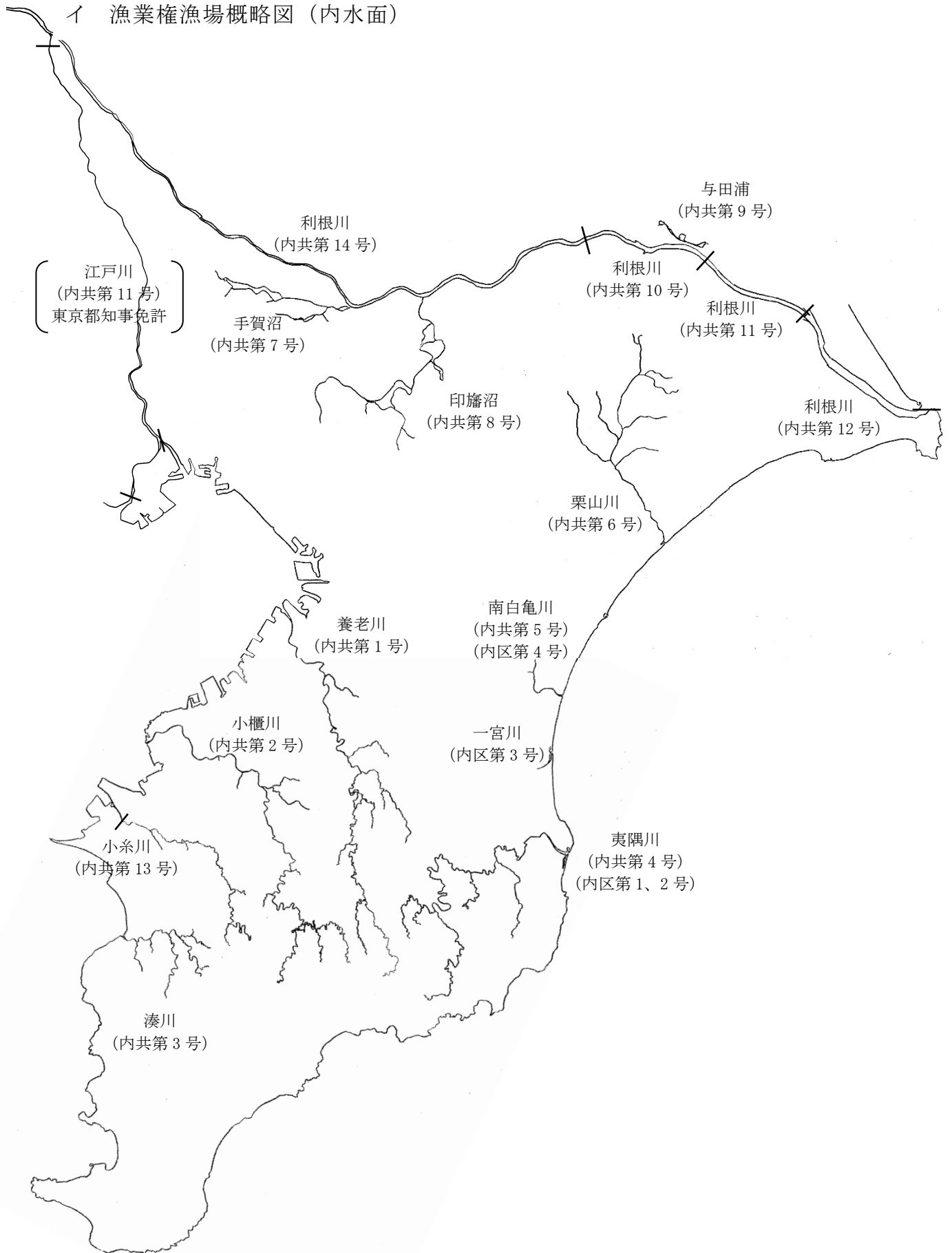
※ 消費税を含む

※ 未就学児等の割引の特例有

各漁業協同組合の遊漁規則及び遊漁券の販売場所については以下のページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/gyogyou/kawazuri/kawazuri.html>

イ 漁業権漁場概略図 (内水面)



(ア) 共同漁業権

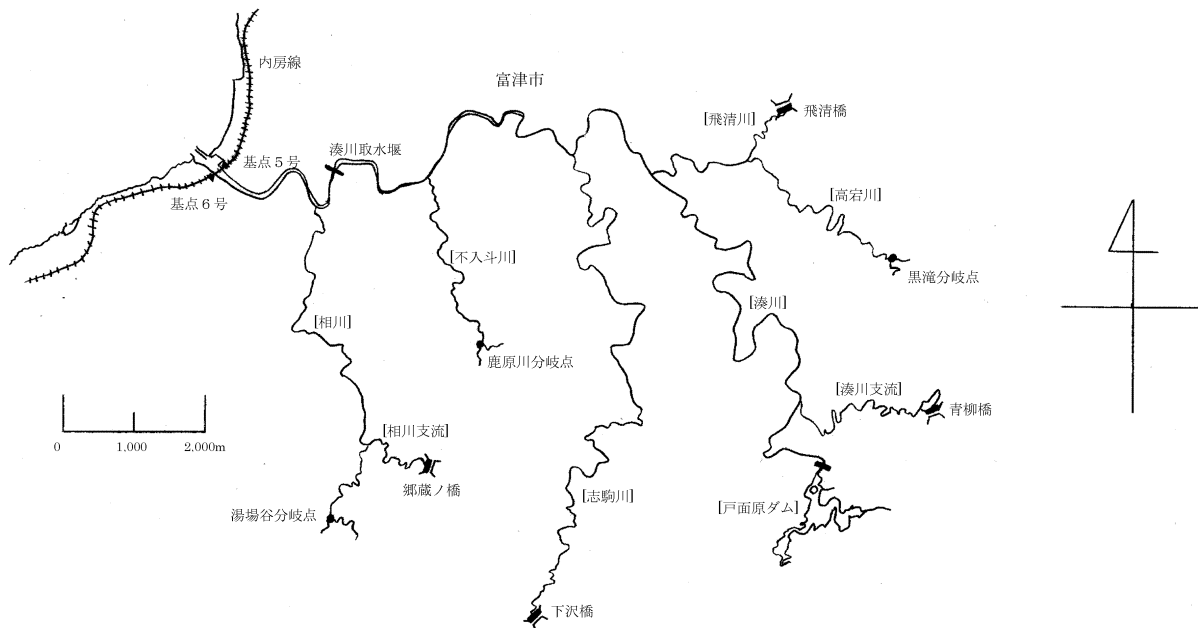
a 内共第1号 (養老川)



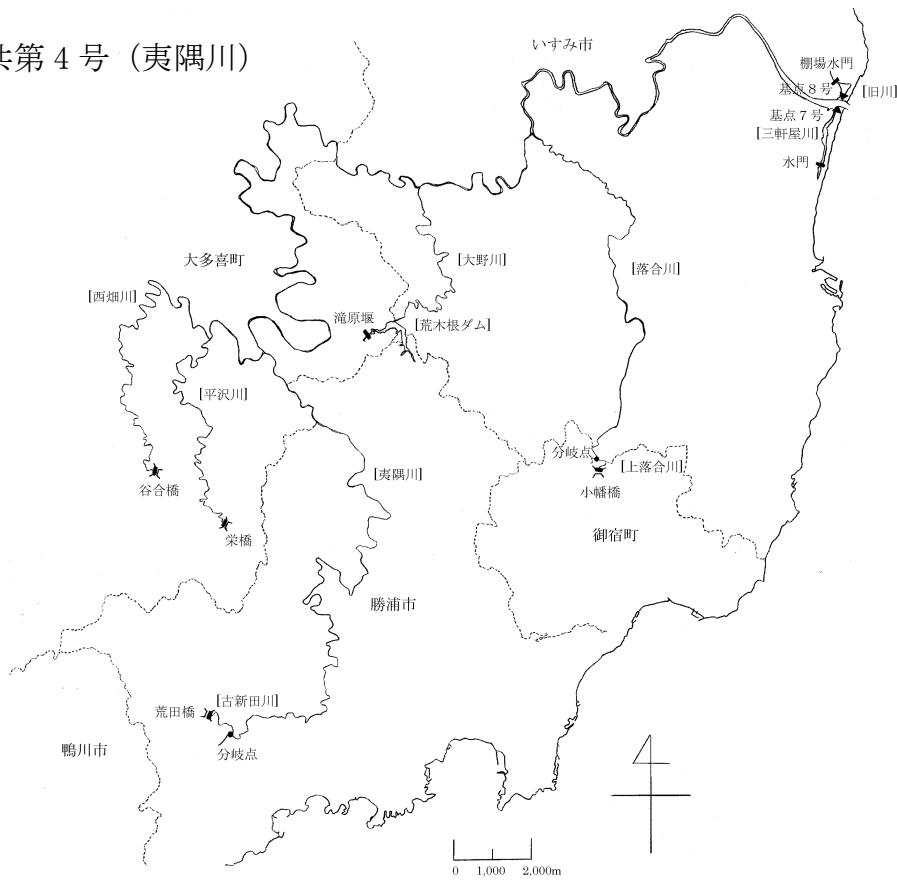
b 内共第2号 (小櫃川)



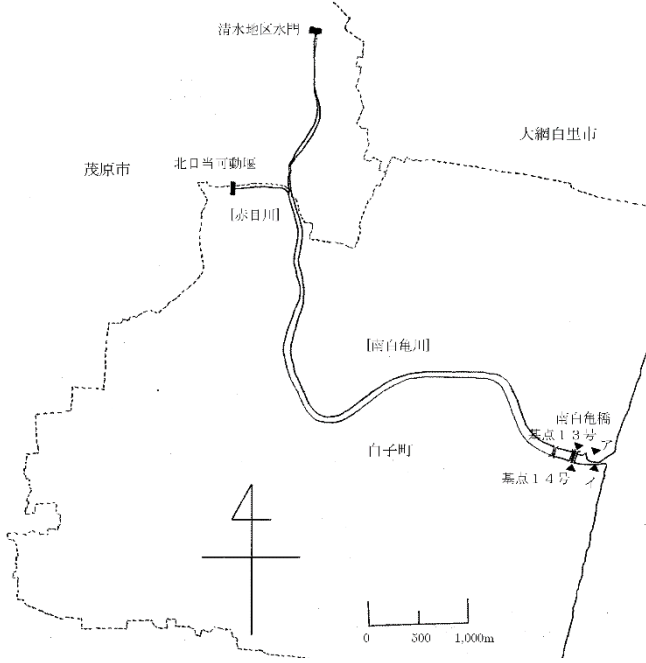
c 内共第3号 (湊川)



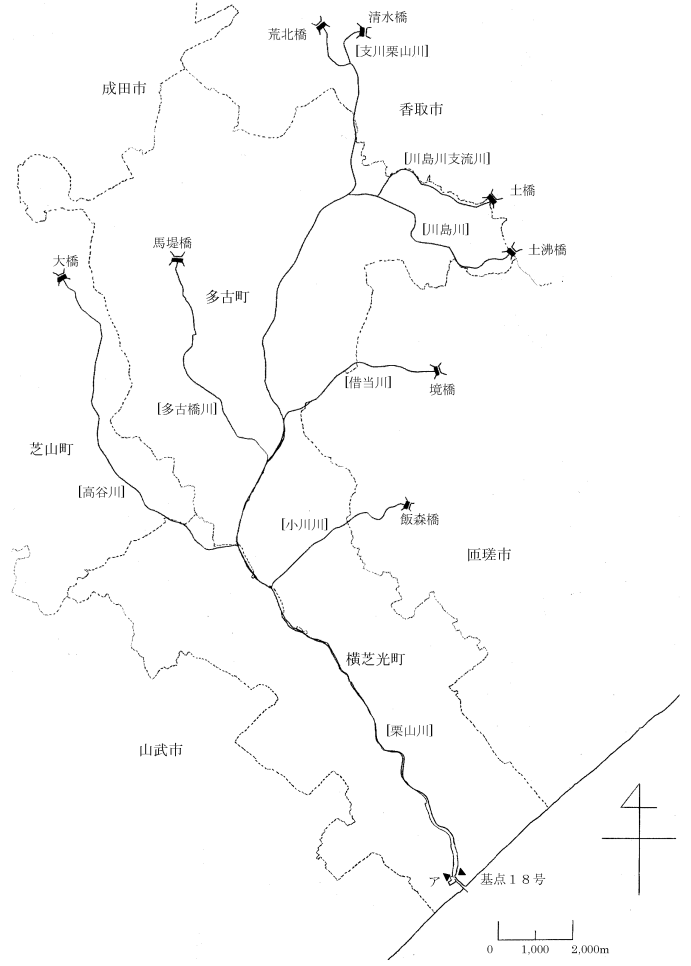
d 内共第4号 (夷隅川)



e 内共第5号 (南白亀川)

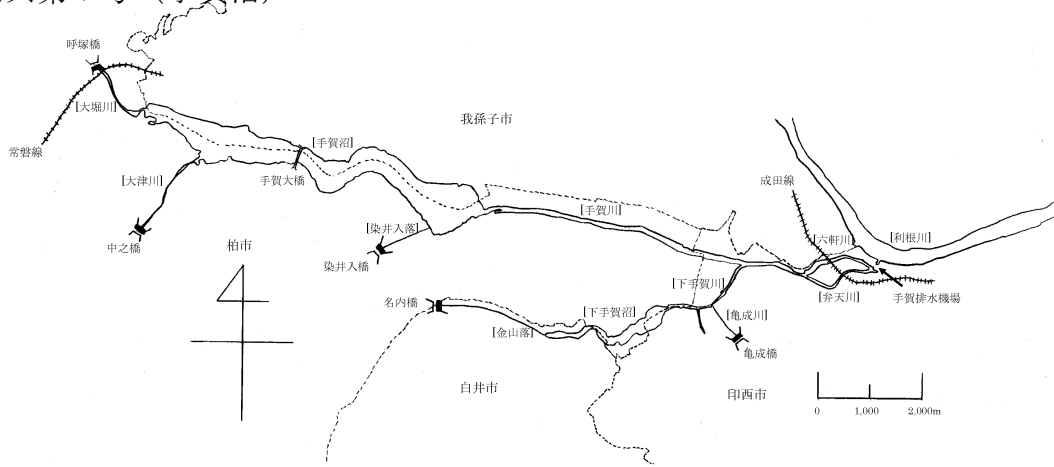


f 内共第6号 (栗山川)

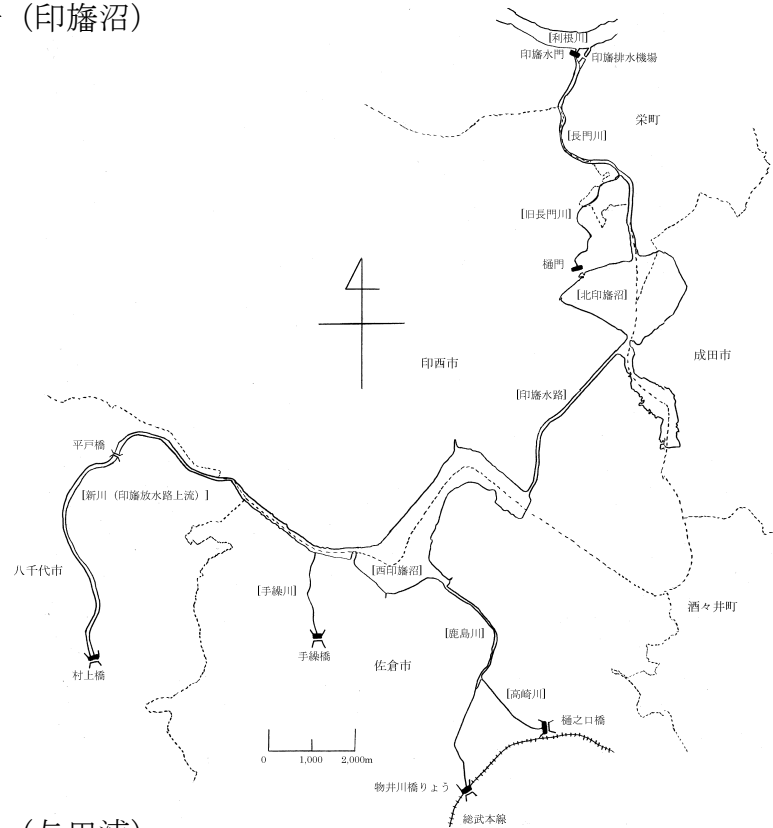




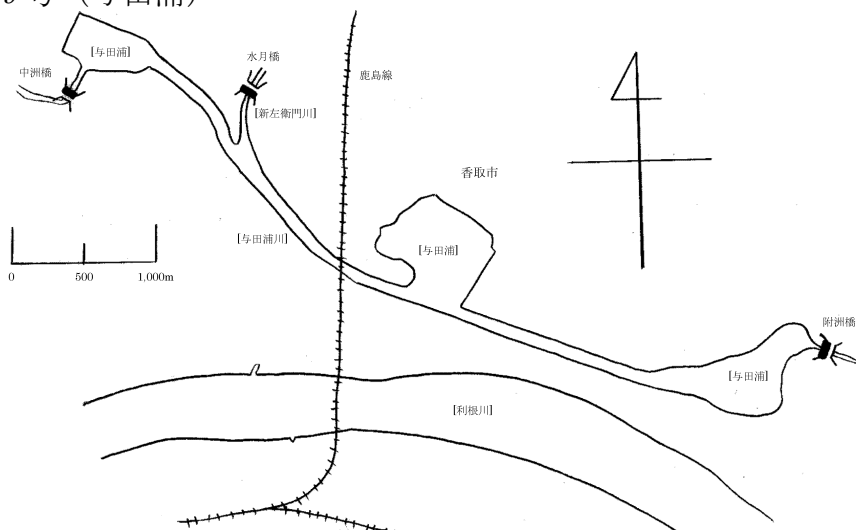
g 内共第7号 (手賀沼)



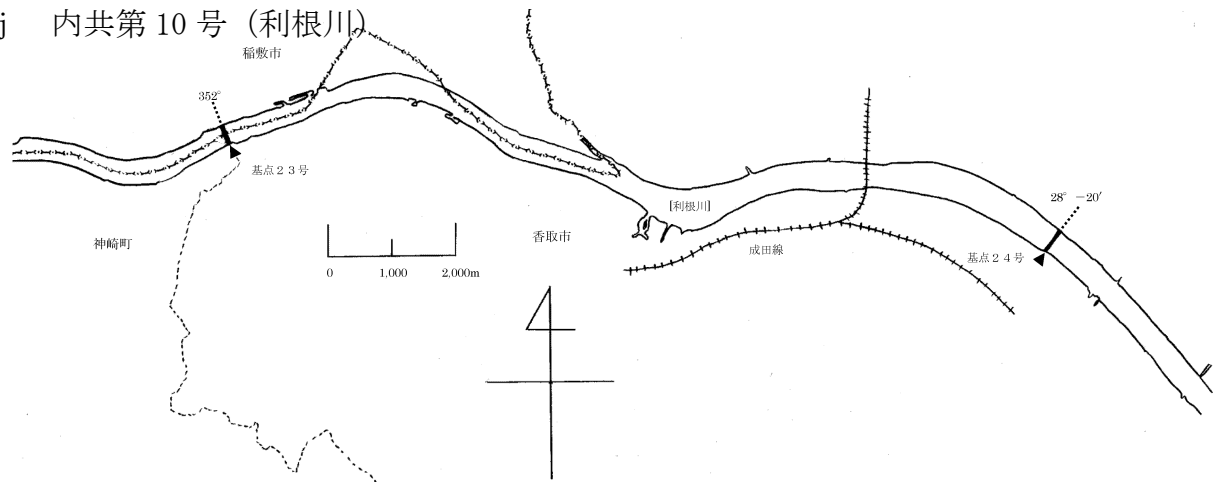
h 内共第8号 (印旛沼)



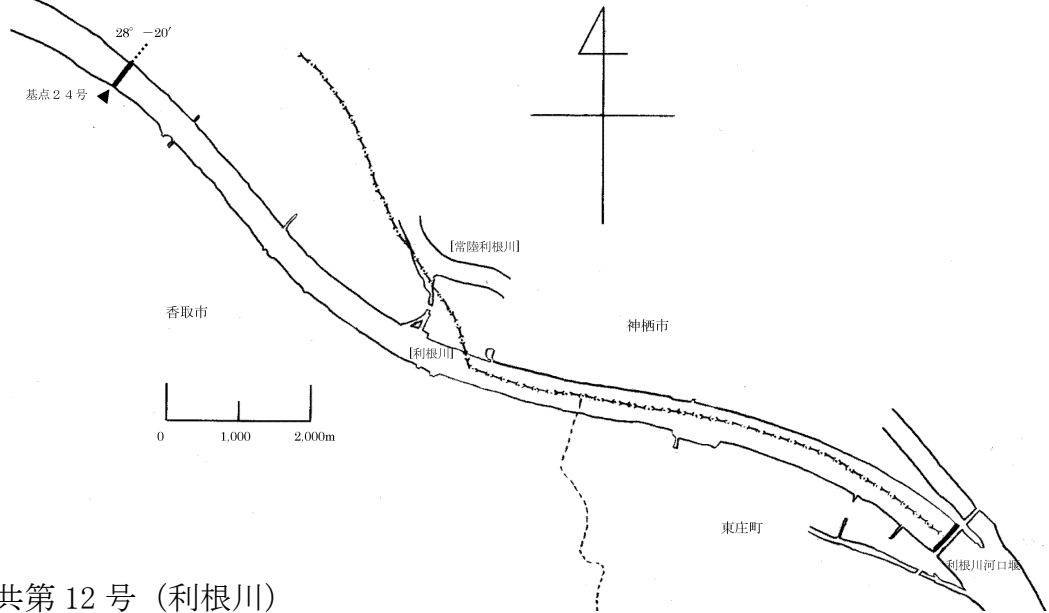
i 内共第9号 (与田浦)



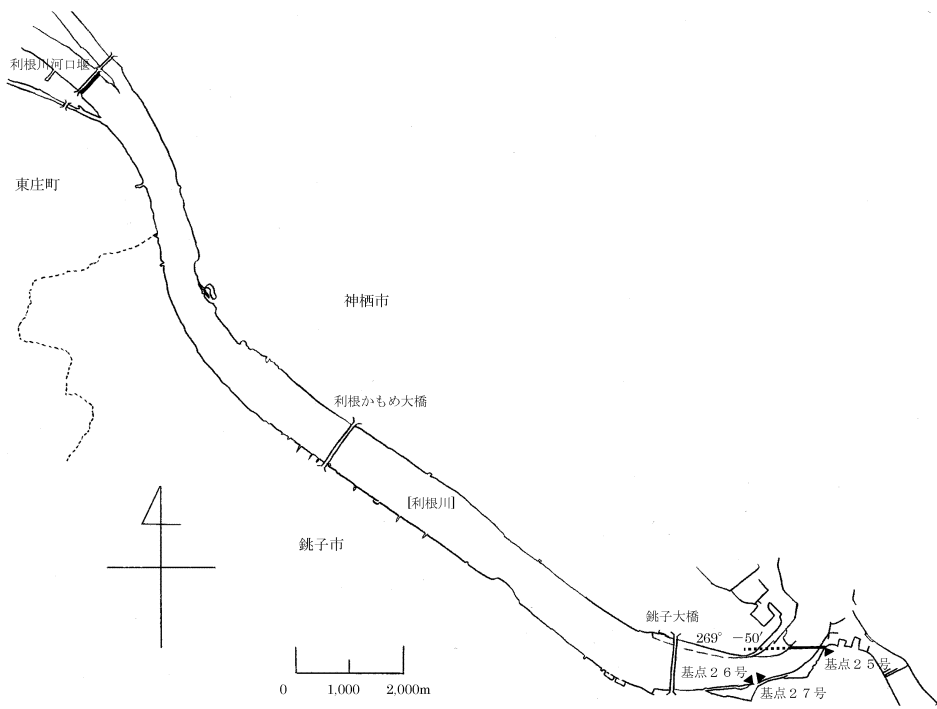
j 内共第10号 (利根川)



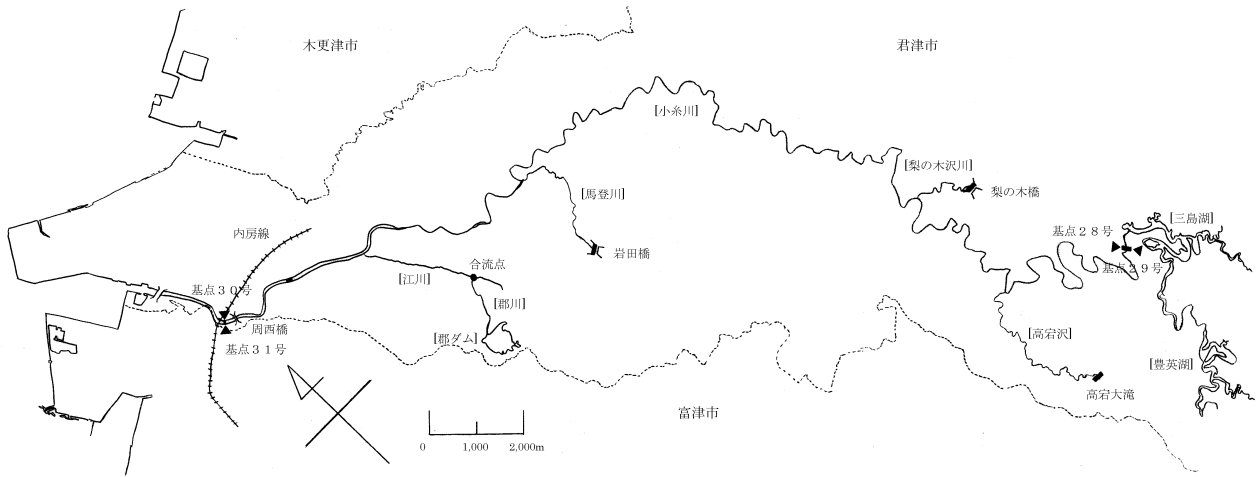
k 内共第11号 (利根川)



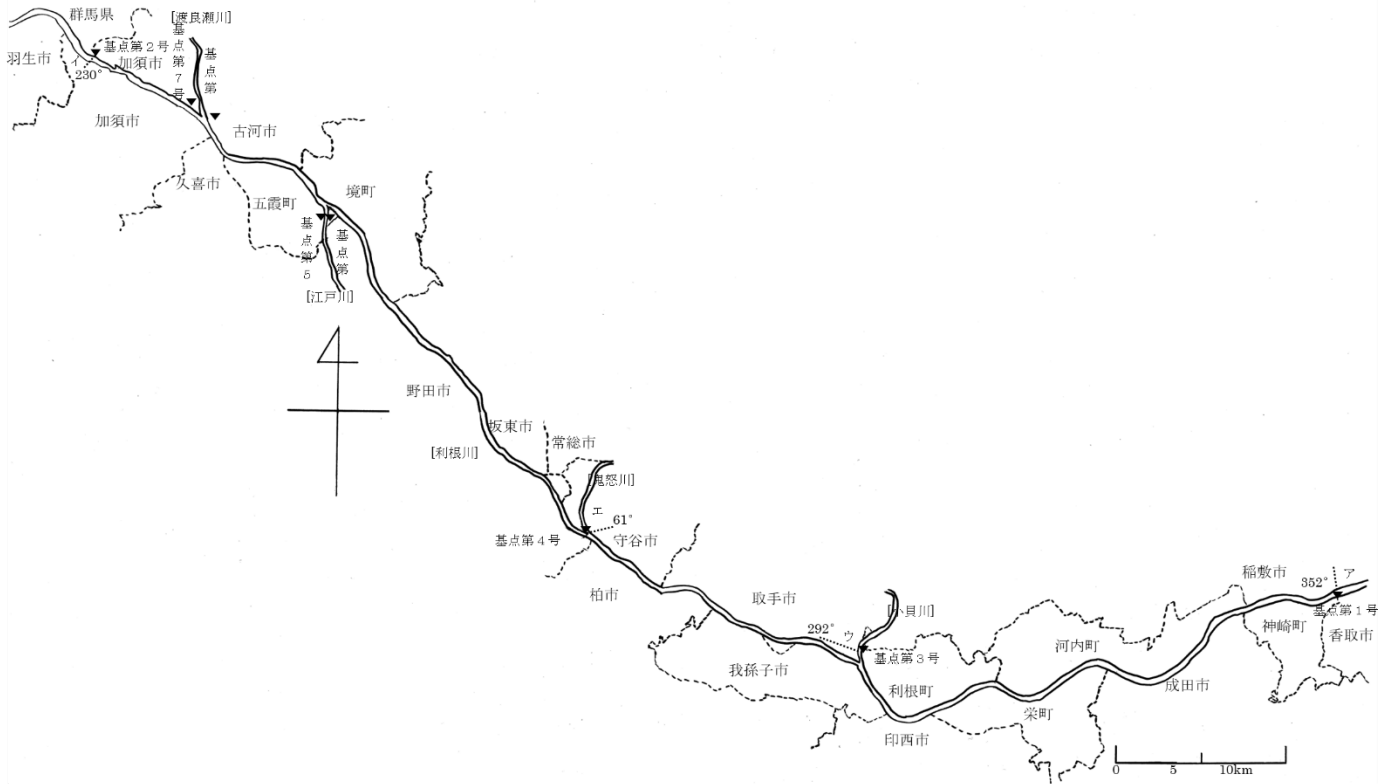
l 内共第12号 (利根川)



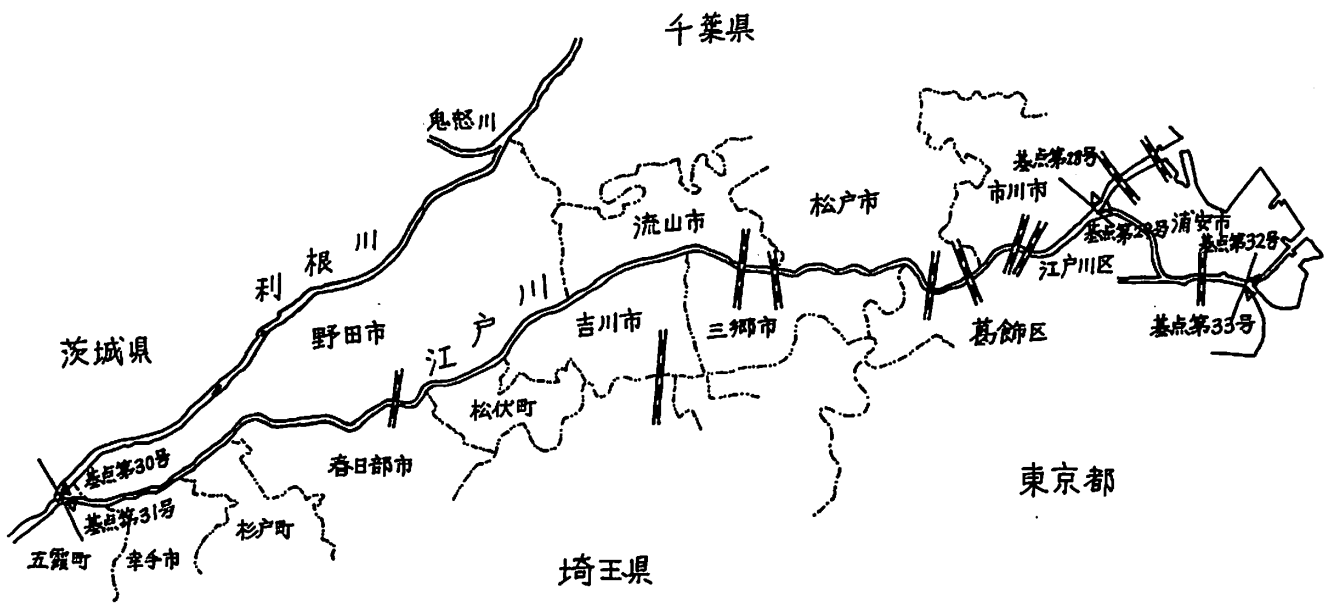
m 内共第13号 (小糸川)



n 内共第14号 (利根川)

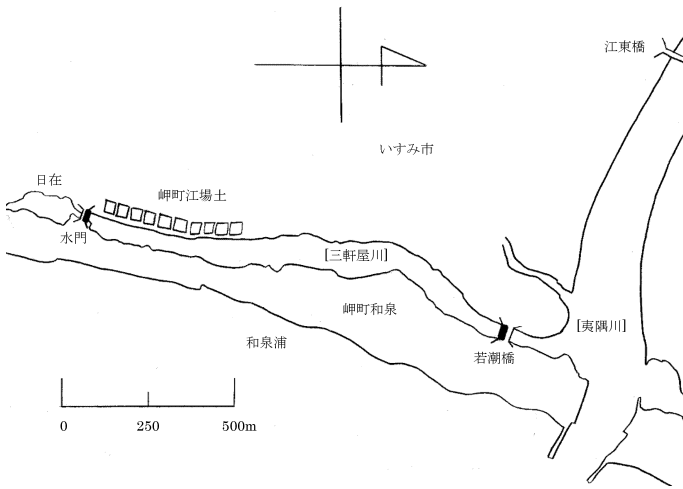


○ 内共第 11 号 (江戸川 (東京都知事免許))

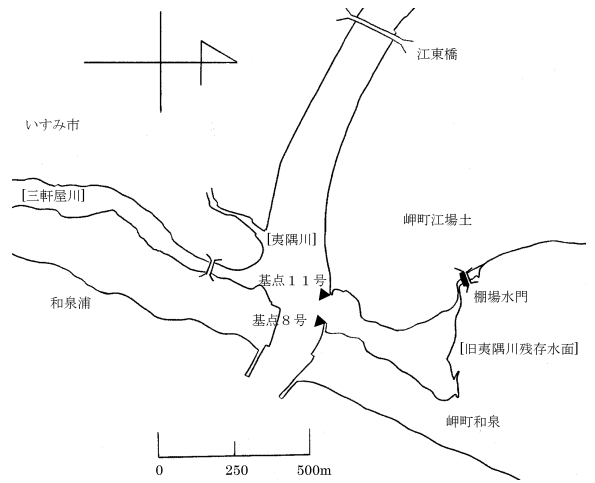


(イ) 区画漁業権

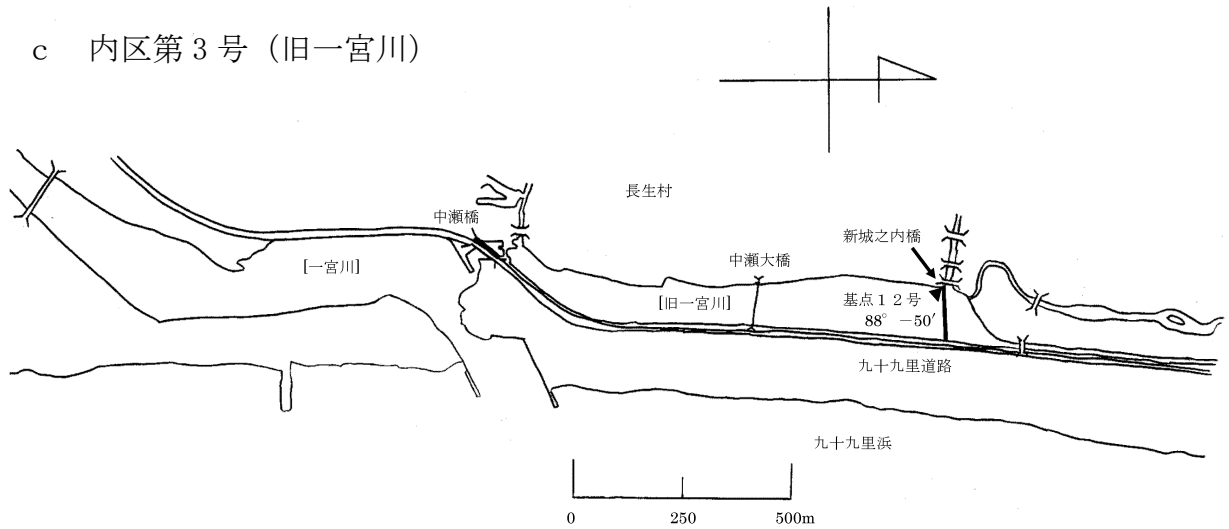
a 内区第1号 (三軒屋川)



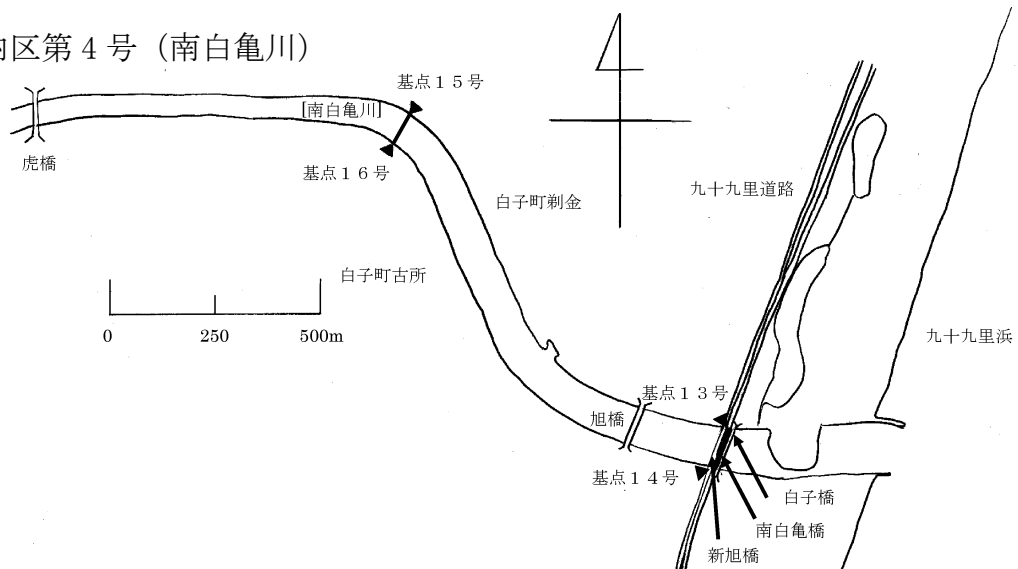
b 内区第2号 (旧夷隅川)



c 内区第3号 (旧一宮川)



d 内区第4号 (南白亀川)



# 千葉県報

定例  
令和5年9月5日

## 目次

告示	一
土地改良区定款の変更認可（三件）	一
保安林予定森林（三件）	一
解除予定保安林	二
千葉県海における漁業の免許（二件）	二
内水面における漁業の免許	五
内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可	六
公告	六
環境影響評価方法書の送付及び縦覧等	二四
土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧（二件）	二五
特定調達公告	二五
入札公告	二五
落札者等の公告（十一件）	二七

## 告示

### 千葉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、松戸市矢切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新治土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林予定森林の所在場所

東金市東金字谷一、五一八番八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林予定森林の所在場所

君津市西原字小田野下一、五〇六番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

第七号	定第七号	南房総市千倉町千田一、〇 五二番地六	東安房漁業協同組合
第八号	定第八号	〃	〃
第九号	定第九号	〃	東安房漁業協同組合 ほか一社
第十号	定第十号	鴨川市磯村一三七番地二	鴨川市漁業協同組合
第十一号	定第十一号	〃	〃
第十二号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
第十三号	短共第二号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
第十四号	短共第三号	〃	〃

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年八月二十日付けで千葉県海における区画漁業を次のとおり免許した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短区第一号	短区第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合
短区第二号	短区第二号	〃	〃
短区第三号	短区第三号	〃	〃
短区第四号	短区第四号	〃	〃
短区第五号	短区第五号	〃	〃
短区第六号	短区第六号	〃	〃
短区第七号	短区第七号	船橋市湊町一丁目二四番六 号	船橋市漁業協同組合
短区第八号	短区第八号	〃	〃
短区第九号	短区第九号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された千葉県漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十五号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで内水面における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。  
令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
内共第一号	内共第一号	市原市国本六四番地の一	養老川漁業協同組合
内共第二号	内共第二号	君津市川俣旧押込六〇番地 一	小櫃川漁業協同組合
内共第三号	内共第三号	富津市長崎三三番地一	湊川漁業協同組合
内共第四号	内共第四号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内共第五号	内共第五号	長生郡白子町刺金二、七二 七番地	南白亀川漁業協同組 合
内共第六号	内共第六号	香取郡多古町多古一、〇三 七番地	栗山川漁業協同組合
内共第七号	内共第七号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか一組合
内共第八号	内共第八号	成田市北須賀上外埜一、六 二二番地二	印旛沼漁業協同組合
内共第九号	内共第九号	香取市扇島一、八四〇番地 一	佐原漁業協同組合
内共第十号	内共第十号	〃	〃
内共第十一号	内共第十一号	香取郡東庄町笹川い五、二 一四番地六	笹川漁業協同組合ほ か二組合
内共第十二号	内共第十二号	銚子市川口町二丁目六、五 二八番地	銚子市漁業協同組合 ほか二組合
内共第十三号	内共第十三号	君津市久保二丁目一三番一 号	小糸川漁業協同組合
内共第十四号	内共第十四号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合 ほか四組合
内区第一号	内区第一号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内区第二号	内区第二号	〃	〃

遊漁規則一覧表(その一)

内区第三号	内区第三号	長生郡長生村一松丙二、二六一番地二	一松内水面漁業協同組合
内区第四号	内区第四号	長生郡白子町刺金二、七二七番地	南白亀川漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された内水面漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十六号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第一項の規定により、令和五年九月一日付で内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。  
 令和五年九月五日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁についての制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)
養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則	養老川漁業協同組合 市原市国本六四番地の一	内共第一号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 四手網(網目の大きさが一・六センチメートル以上)
小櫃川漁業協同組合 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則	小櫃川漁業協同組合 君津市川俣旧押込六〇番地一	内共第二号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 さ手網(端口五センチメートル以下)
湊川漁業協同組合 内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則	湊川漁業協同組合 富津市長崎三一三番地	内共第三号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
夷隅川漁業協同組合 内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則	夷隅川漁業協同組合 夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二	内共第四号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
南白亀川漁業協同組合 内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則	南白亀川漁業協同組合 長生郡白子町刺金二、七二七番地	内共第五号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。



# 千葉県報

定例  
令和5年5月12日

## 主要目次

○	人事委員会規則	一
○	職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一
○	告示	一
○	地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
○	保安林の指定の解除	一
○	千葉海区漁場計画の内容等	二
○	内水面漁場計画の内容等	二
○	道路の供用開始	二
○	監査委員告示	二
○	包括外部監査人の監査の事務の補助	二
○	公告	二
○	土地改良区役員の就任	二
○	建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	二
○	都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止	二
○	人事委員会公告	三
○	令和五年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験（獣医師、薬剤師、薬剤師（病院局）、保健師及び管理栄養士）の実施	一三
○	令和五年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ	一七
○	企業局公告	一七
○	建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一七
○	病院局公告	一七
○	建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等	一七
○	特定調達公告	一七
○	入札公告	一八
○	落札者等の公告（三件）	一九

## 人事委員会規則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十二日

千葉県人事委員会規則第十五号

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の十三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「側近警衛」の下に「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二号第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を加え、同項第二号中「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二号第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を削り、同条第二項第二号中「皇族の側近警衛のうち」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

## 告

## 示

千葉県告示第二百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、寄附金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。）の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日
ちばぎんデイスリーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年四月一日

千葉県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除に係る保安林の所在場所  
山武市蓮沼ホ字矢指二七番三五から二七番四一まで

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健

三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

千葉県告示第二百二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十二条第一項の規定により千葉海区漁場計画を定めたので、千葉海区漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百三三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により内水面漁場計画を定めたので、内水面漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年五月十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年五月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

監 査 委 員 告 示

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県道幕張八千代線	習志野市実籾三丁目二六番二地先から八三二番一地先まで

千葉県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。

令和五年五月十二日

千葉県監査委員 小倉 明  
千葉県監査委員 川口 明浩

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
松原創	東京都墨田区八広三丁目四番一四号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで
田畑収	東京都荒川区南千住七丁目二〇番一五〇六号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで
田村奈央子	東京都品川区北品川五丁目三番一七七八号	令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで

公 告

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取市小見川土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があった。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任監事

香取市阿玉川二四一番地一

菅谷 明仁

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和六年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

## 千葉県における内水面漁場計画

### 第一 千葉県における内水面漁場計画の内容

#### 漁業権に関する事項

- (1) 共同漁業権 . . . 1 ページ
- (2) 区画漁業権 . . . 9 ページ

### 第二 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

- 一 漁業法第67条第2項で準用する第64条第4項の規定により  
聴いた千葉県内水面漁場管理委員会、茨城県内水面漁場管理委員会  
及び埼玉県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理  
の結果 . . . 11 ページ

#### 二 漁場図

- (1) 共同漁業権 . . . 12 ページ
- (2) 区画漁業権 . . . 24 ページ

- 三 類似漁業権以外の漁業権 . . . 27 ページ

### 第三 漁業の免許予定日 . . . 27 ページ

### 第四 漁業の免許の申請期間 . . . 27 ページ



第一 千葉県における内水面漁場計画の内容

漁業権に関する事項

その一

1 公示番号 内共第一号

2 漁場の位置 市原市及び夷隅郡大多喜町地先

3 漁場の区域 次の養老川及びその支派川

養老川 夷隅郡大多喜町会所二七四番地地先の<sup>隧</sup>道下流端の線から次の基点一号と基点二号を結ぶ線まで（高瀬湖を含む。）

基点一号 市原市五井海岸二番地地先の石油パイプライン上流端（養老川右岸）

基点二号 市原市五井南海岸五〇番地の五地先の石油パイプライン上流端（養老川左岸）

桜川 夷隅郡大多喜町栗又地先の砂防ダム（西川第一号コンクリート谷止）下流端の線から本流との合流点まで

小田代川 夷隅郡大多喜町面白字片倉二七二番地地先の洞窟下流端（北緯三五度一四分一六・七秒、東経一四〇度一〇分三七・五秒の点）の線から本流との合流点まで

夕木川（蕪采川、筒森川） 夷隅郡大多喜町大田代一、一七一番地地先の洞窟下流端の線から本流との合流点まで

梅ヶ瀬川 市原市大久保字西女鹿倉九七一番地の二地先の二又川との分岐点（北緯三五度一五分六・三秒、東経一四〇度八分三六・三秒の点）から本流との合流点まで

沢川（正木川） 市原市国本字釜ノ谷六八四番地地先の国本橋下流端の線から本流との合流点まで

浦白川 市原市柳川七二八番地地先の柳川橋下流端の線から本流との合流点まで

古敷谷川 市原市古敷谷一、二八四番地の一地先の犬ヶ崎橋下流端の線から本流との合流点まで

大作川 市原市山口字過上山七三三番地地先の道路下の<sup>暗渠</sup>下流端（北緯三五度二一分五三・三秒、東経一四〇度八分一〇・一秒の点）の線から本流との合流点まで

平蔵川 市原市米原二六七番地地先の上畑橋下流端の線から本流との合流点まで

小草畑川 市原市小草畑四五番地地先の椿井戸橋下流端の線から平蔵川との合流点まで

内田川 市原市奥野一、〇六三番地地先の奥野橋下流端の線から本流との合流点まで

新川 市原市金沢四五一番地の五地先の県道一六九号線下の<sup>暗渠</sup>下流端の線から本流との合流点まで

戸田川 市原市栢橋三五〇番地地先の谷又橋下流端の線から本流との合流点まで

新掘川（大桶川） 市原市大桶九五〇番地地先の大桶橋下流端の線から本流との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	おいかわ漁業	〃
	うぐい漁業	〃

	うなぎ漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで  
6 関係地区 市原市及び夷隅郡大多喜町  
7 条件 なし

その二

- 1 公示番号 内共第二号

- 2 漁場の位置 木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先

- 3 漁場の区域 次の小櫃川及びその支派川

小櫃川 鴨川市四方木六六一番地の一七地先の白岩橋下流端の線から次の基点三号と基点四号を結ぶ線まで（亀山湖を含む。）

基点三号 木更津市畔戸字角太夫八〇三番地の三地先の標柱（小櫃川右岸）

基点四号 木更津市畔戸二、三四五番地地先の標柱（小櫃川左岸）

猪ノ川（猪川） 君津市折木沢字相ノ沢一、五四二番地の一地先の相之沢橋下流端（北緯三五度一分四二・九秒、東経一四〇度六分二八・八秒の点）の線から本流との合流点まで

笹川 君津市香木原字日暮三五四番地地先の日暮橋下流端の線から本流との合流点まで（笹川湖を含む。）

三河沢 君津市大戸見一、八〇六番地地先の細野橋下流端の線から本流との合流点まで

大坂川（大坂沢） 君津市大坂一、二六八番地の一地先の伊賀利橋下流端の線から本流との合流点まで

大森川 君津市浦田一、九五九番地地先の大森川分岐点（北緯三五度一六分一八・七秒、東経一四〇度五分一三・七秒の点）から本流との合流点まで

佐野川 木更津市田川六四三番地地先の田川橋下流端の線から本流との合流点まで

七曲川 木更津市茅野七曲六九九番地地先の曾倉橋下流端の線から本流との合流点まで

武田川 木更津市真里谷四、八三二番地地先の閑庭橋下流端の線から本流との合流点まで

椿川 木更津市菅生一三三番地の二地先の高橋下流端の線から本流との合流点まで

檜水川（鎗水川） 袖ヶ浦市上宮田二〇番地の二地先の永作橋下流端の線から本流との合流点まで

松川（大月川を含む。） 袖ヶ浦市川原井六一八番地地先の八幡橋下流端の線から本流との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	おいかわ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	にじます漁業	〃

	わかさぎ漁業	〃
--	--------	---

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 木更津市、袖ヶ浦市及び君津市
- 7 条件 なし

その三

- 1 公示番号 内共第三号
- 2 漁場の位置 富津市地先
- 3 漁場の区域 次の湊川及びその支派川  
 湊川 富津市豊岡二、六六二番地地先の戸面原ダム下流端の線から次の基点五号と基点六号を結ぶ線まで  
 基点五号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端（湊川右岸）  
 基点六号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端（湊川左岸）  
 湊川支流 富津市豊岡字怒田二、一五〇番地の一地先の青柳橋下流端の線から本流との合流点まで  
 高宕川 富津市宇藤原字高宕四九四番地地先の黒滝分岐点（北緯三五度一二分二二・七秒、東経一三九度五八分一四・八秒の点）から本流との合流点まで  
 飛清川 富津市田倉五〇一番地地先の飛清橋下流端の線から高宕川との合流点まで  
 志駒川 富津市山中五四八番地の二地先の下沢橋下流端の線から本流との合流点まで  
 不入斗川 富津市不入斗字松野一、三九二番地地先の鹿原川との分岐点から本流との合流点まで  
 相川 富津市梨沢字堀切九八七番地の二地先の湯場谷分岐点（北緯三五度一〇分二二・七秒、東経一三九度五三分四・二秒の点）から本流との合流点まで  
 相川支流 富津市梨沢一、二五四番地地先の郷蔵ノ橋下流端の線から相川との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	おいかわ漁業	〃

- 7 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 富津市
- 5 条件 富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流五〇メートルの区域、同市教馬地先の取水堰上流端の線から上流五〇メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流五〇メートルの区域では、定置性網漁具を使用してはならない。

その四

- 1 公示番号 内共第四号
- 2 漁場の位置 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先
- 3 漁場の区域 次の夷隅川、その支派川及びその旧川  
 夷隅川 勝浦市上植野六〇七番地地先の古新田川との分岐点から次の基点七号と基点八号を結ぶ線まで  
 基点七号 いすみ市岬町和泉字三軒屋地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川右岸）  
 基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川左岸）

古新田川 勝浦市大森二七番地地先の荒田橋下流端の線から本流との合流点まで  
 西畑川(弓木川) 夷隅郡大多喜町弓木五四七番地地先の谷合橋下流端の線から本流との合流点まで  
 平沢川 夷隅郡大多喜町平沢一、五六二番地地先の栄橋下流端の線から西畑川(弓木川)との合流点まで  
 大野川 夷隅郡大多喜町石神字雷倉一、四七八番地地先の滝原堰(石神溜池)下流端から本流との合流点まで(荒木根ダムを含む。)  
 落合川 夷隅郡御宿町上布施一、一六四番地地先の上落合川との分岐点から本流との合流点まで  
 上落合川 夷隅郡御宿町上布施一、六七二番地の五地先の小幡橋下流端の線から落合川との合流点まで  
 三軒屋川 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から本流との合流点まで  
 夷隅川旧川 いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から本流との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	おいかわ漁業	〃
	うぐい漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで  
 6 関係地区 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町  
 7 条件 なし

その五

- 1 公示番号 内共第五号  
 2 漁場の位置 茂原市及び長生郡白子町地先  
 3 漁場の区域 次の南白亀川及びその支派川  
 南白亀川 茂原市清水字堰芝一、二四七番地の三地先の清水地区水門下流端の線から次のアとイの点を結ぶ線まで  
 基点十三号 長生郡白子町刺金宇川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南亀白川左岸)  
 基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端(南亀白川右岸)  
 ア 基点十三号から南白亀川左岸河口導流堤沿いに下流二五〇メートルの点  
 イ 基点十四号から南白亀川右岸河口導流堤沿いに下流三〇〇メートルの点  
 赤目川 長生郡白子町北日当字釜土三九八番地の五地先の北日当可動堰下流端の線から本流との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで



	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで  
6 関係地区 茂原市及び長生郡白子町  
7 条件 なし

その六

- 1 公示番号 内共第六号  
2 漁場の位置 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先  
3 漁場の区域 次の栗山川及びその支派川  
栗山川 香取市荒北字杉山下一、七六二番地の二地先の荒北橋下流端の線から次のアの点と基点十八号を結ぶ線まで  
ア 北緯三五度三六分四二・九秒、東経一四〇度三一分五〇・九秒の点  
基点十八号 山武郡横芝光町屋形字東雲五、三五六番地の八地先の標柱  
支川栗山川 香取市岩部三、四四〇番地の三地先の清水橋下流端の線から本流との合流点まで  
川島川 香取郡多古町坂字土佛七六四番地地先の土佛橋下流端の線から本流との合流点まで  
川島川支流 香取郡多古町東松崎字土橋四番地地先の土橋下流端の線から川島川との合流点まで  
借当川 匝瑳市飯多香字大部田二二三番地の一地先の境橋下流端の線から本流との合流点まで  
多古橋川 香取郡多古町飯笹四四〇番地地先の馬堤橋下流端の線から本流との合流点まで  
高谷川 山武郡芝山町菱田七七番地地先の大橋下流端の線から本流との合流点まで  
小川川 匝瑳市飯倉二、二七五番地の二地先の飯森橋下流端の線から本流との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで  
6 関係地区 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町  
7 条件 なし

その七

- 1 公示番号 内共第七号  
2 漁場の位置 柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先  
3 漁場の区域 次の手賀沼及びその支派川  
手賀沼 全面  
下手賀沼 全面  
大堀川 柏市呼塚新田一六番地の一地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入点まで  
大津川 柏市大井地先の中之橋下流端の線から手賀沼への流入点まで  
染井入落 柏市染井入新田一二五番地の二地先の染井入橋下流端の線から手賀沼への流入点まで

- 手賀川（六軒川を含む。） 手賀沼からの流出点から印西市大森三、九五四番地の一地  
先の手賀排水機場樋門上流端の線まで
- 下手賀川 下手賀沼からの流出点から手賀川との合流点まで
- 金山落 白井市今井一番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで
- 亀成川 印西市亀成三〇一番地地先の亀成橋下流端の線から下手賀川との合流点まで
- 弁天川 手賀川からの分派点から手賀川との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 柏市、我孫子市、白井市及び印西市
- 7 条件 なし

その八

- 1 公示番号 内共第八号
- 2 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先
- 3 漁場の区域 次の印旛沼及びその支派川（ただし、中央排水路を除く。）  
西印旛沼 全面  
北印旛沼 全面  
新川（印旛放水路上流） 西印旛沼からの流出点から八千代市村上二、五七九番地の一地先の村上橋上流端の線まで  
手繰川 佐倉市臼井台一、六七七番地の一地先の手繰橋下流端の線から西印旛沼への流入点まで  
鹿島川 佐倉市太田地先の物井川橋りょう（総武本線鉄橋）下流端の線から西印旛沼への流入点まで  
高崎川 佐倉市鍋木町四八四番地地先の樋之口橋下流端の線から鹿島川との合流点まで  
印旛水路（印旛捷水路） 西印旛沼からの流出点から北印旛沼への流入点まで  
長門川 北印旛沼からの流出点から印旛郡栄町和田地先の印旛水門上流端の線まで（ただし、印旛排水機場のゴミ除けスクリーン基部より右岸一八二メートルの点と左岸一〇八メートルの点を結んだ線から印旛排水機場に通じる区域を除く。）  
旧長門川 印西市下井九九七番地地先の樋門上流端から長門川との合流点まで

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃
	わかさぎ漁業	〃
	もつご漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町
- 7 条件 八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と同市村上地先の村上橋上流端の線との間

の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長門川並びに旧長門川では、定置性漁具（刺し網及びせんは除く。）を使用してはならない。

その九

- 1 公示番号 内共第九号
- 2 漁場の位置 香取市地先
- 3 漁場の区域 次の与田浦川及びその支派川  
与田浦川 香取市佐原八四、五九六番地地先の中洲橋下流端の線から同市附洲新田三三  
四番地地先の附洲橋上流端の線まで（与田浦を含む。）  
新左衛門川 与田浦川からの流出点から香取市加藤洲地先の水月橋上流端の線まで
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 香取市
- 7 条件 なし

その十

- 1 公示番号 内共第十号
- 2 漁場の位置 香取市地先
- 3 漁場の区域 次の基点二十三号から三五二度の線と基点二十四号から二八度二〇分の線  
との間の利根川本流における千葉県水面  
基点二十三号 香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点  
基点二十四号 香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし塚樋
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 香取市
- 7 条件 なし

その十一

- 1 公示番号 内共第十一号
- 2 漁場の位置 香取市及び香取郡東庄町地先
- 3 漁場の区域 次の基点二十四号から二八度二〇分の線と香取郡東庄町地先の利根川河口  
堰上流端の線との間の利根川本流における千葉県水面  
基点二十四号 香取市一ノ分目仲割一、七四四番地地先の水郷おとし塚樋
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 銚子市富川町、森戸町、笹本町、桜井町及び官原町、香取郡東庄町並びに香取市
- 7 条件 なし

その十二

- 1 公示番号 内共第十二号
- 2 漁場の位置 銚子市及び香取郡東庄町地先
- 3 漁場の区域 香取郡東庄町地先の利根川河口堰下流端の線と次の基点二十五号から二六九度五〇分の線との間の利根川における千葉県水面（ただし、銚子漁港第二漁船渠河堤、基点二十六号と基点二十七号を結ぶ線及び川口町から内浜町に至る導流堤を結ぶ線の南側漁港区域を除く。）
  - 基点二十五号 銚子市川口町二丁目の千人塚海難漁民慰霊塔
  - 基点二十六号 銚子港第二漁船だまり河堤灯台
  - 基点二十七号 銚子市内浜町地先の銚子漁港導流堤の白灯台
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	餌むし漁業	〃

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 銚子市及び香取郡東庄町
- 7 条件 なし

その十三

- 1 公示番号 内共第十三号
- 2 漁場の位置 君津市地先
- 3 漁場の区域 次の小糸川及びその支派川
  - 小糸川 次の基点二十八号と基点二十九号を結ぶ線から基点三十号と基点三十一号を結ぶ線まで
    - 基点二十八号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点（小糸川右岸）
    - 基点二十九号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流一〇〇メートルの点（小糸川左岸）
    - 基点三十号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点（小糸川右岸）
    - 基点三十一号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流一七〇メートルの点（小糸川左岸）
  - 高岩沢 君津市怒田沢地先の高岩大滝瀧つぼから本流との合流点まで
  - 梨の木沢川 君津市東栗倉字間並七〇七番地の一地先の梨の木橋下流端の線から本流との合流点まで
  - 馬登川 君津市皿引字岩田一〇五番地の二地先の岩田橋下流端の線から本流との合流点まで
  - 江川 君津市郡字赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	おいかわ漁業	〃
	うぐい漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 君津市

7 条件 なし

その十四

1 公示番号 内共第十四号

2 漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先

3 漁場の区域 次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点

基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点

イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点

ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点

エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	〃
	うなぎ漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市

7 条件 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの区域において、網漁具を使用してはならない。

その十五

- 1 公示番号 内区第一号
- 2 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
- 3 漁場の区域 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 いすみ市
- 8 条件 なし

その十六

- 1 公示番号 内区第二号
- 2 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
- 3 漁場の区域 いすみ市岬町和泉字棚場三、二四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から次の基点八号と基点十一号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面  
 基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川左岸）  
 基点十一号 いすみ市岬町江場土字上瀬地先の標柱（夷隅川左岸）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 いすみ市
- 8 条件 なし

その十七

- 1 公示番号 内区第三号
- 2 漁場の位置 長生郡長生村一松地先
- 3 漁場の区域 次の基点十二号から八八度五〇分の線と長生郡長生村一松字中瀬丙四、四四三番地地先の九十九里道路中瀬橋上流端の線までの間の旧一宮川  
 基点十二号 長生郡長生村一松地先の新城之内橋南側端
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 長生郡一宮町及び長生村
- 8 条件 なし

その十八

- 1 公示番号 内区第四号
- 2 漁場の位置 長生郡白子町剃金及び古所地先
- 3 漁場の区域 次の基点十五号と基点十六号を結ぶ線から基点十三号と基点十四号を結ぶ線までの間の南白亀川  
 基点十三号 長生郡白子町剃金字川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端（南白亀川左

岸)

基点十四号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端 (南白亀川右岸)

基点十六号 長生郡白子町古所字川間三六番地の二地先の標柱 (南白亀川右岸)

ア 北緯三五度二七分二五・〇秒、東経一四〇度二三分四〇・一秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 長生郡白子町

8 条件 なし

備考 3 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示 (緯度経度については全て世界測地系) とする。

第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項

一 漁業法第六十七条第二項で準用する第六十四条第四項の規定により聴いた千葉県内水面漁場管理委員会、茨城県内水面漁場管理委員会及び埼玉県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

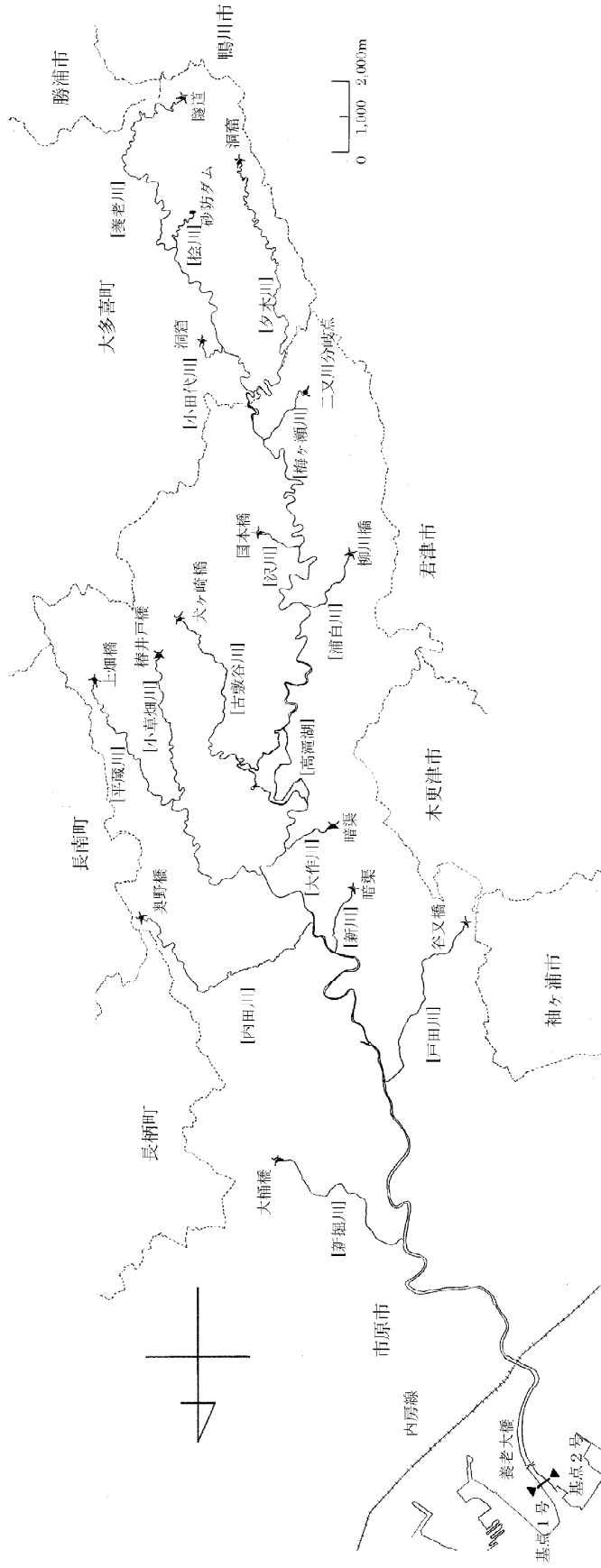
原案に異議なし

2 当該意見の処理の結果

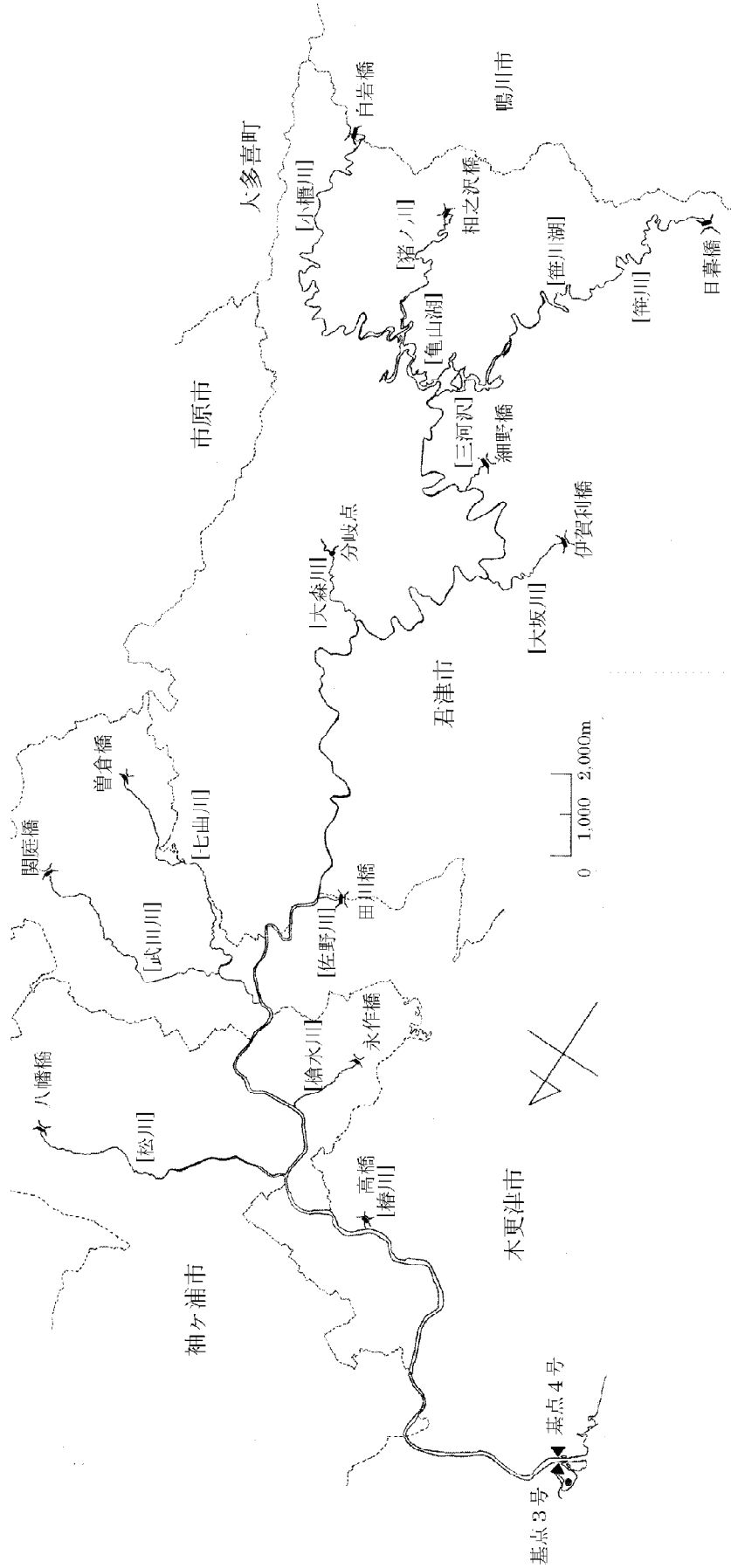
当該意見を踏まえて千葉県における内水面漁場計画の案のとおり千葉県内水面漁場計画を定めることとした。

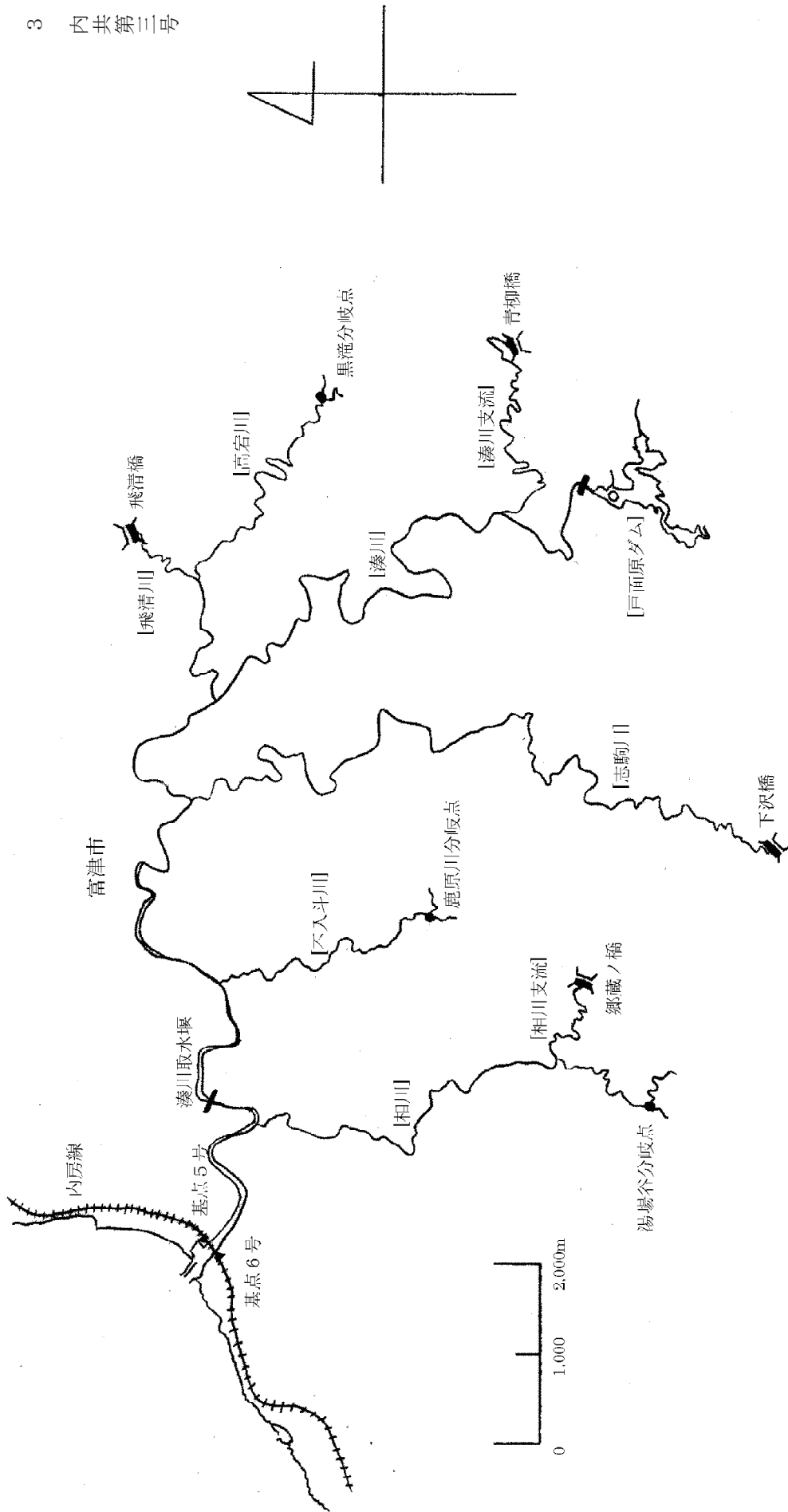
二 漁場図

1 内共第一号

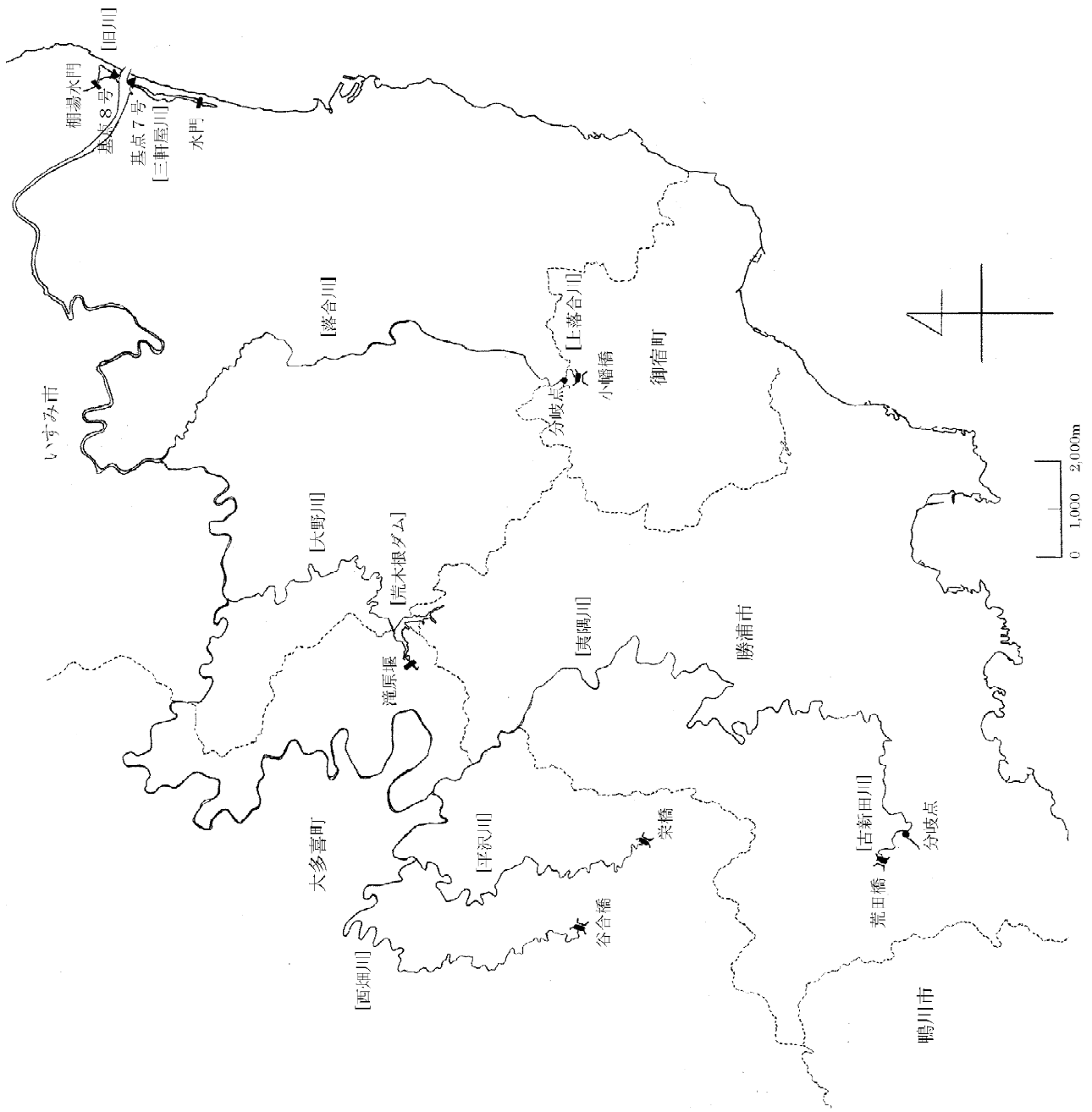




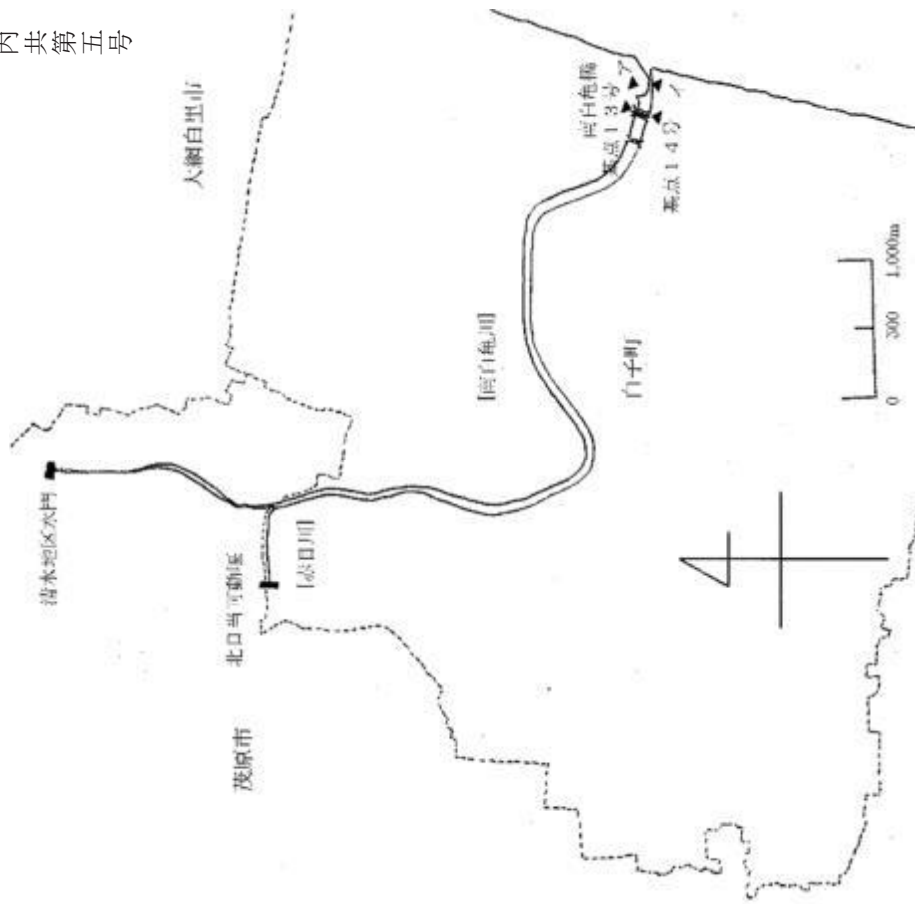




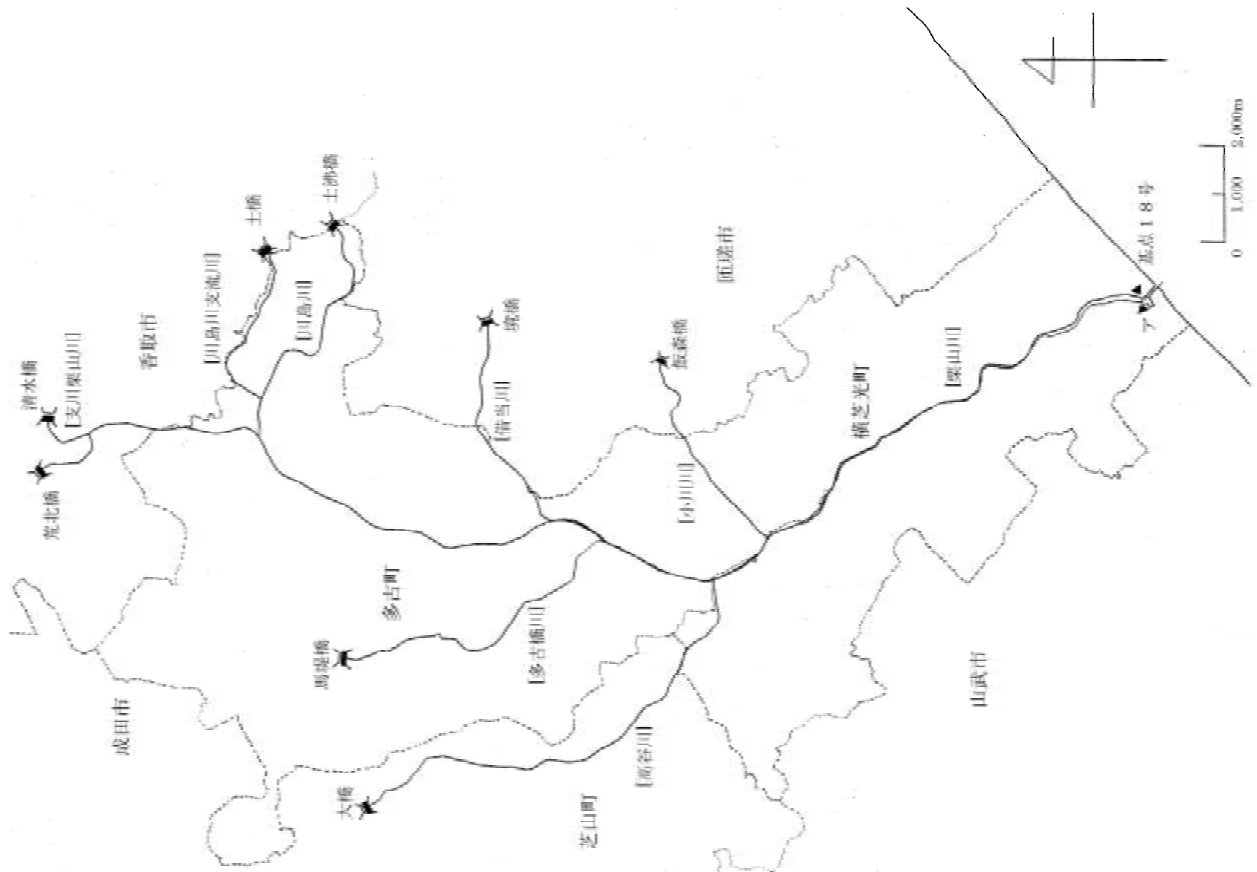
4 内共第四号

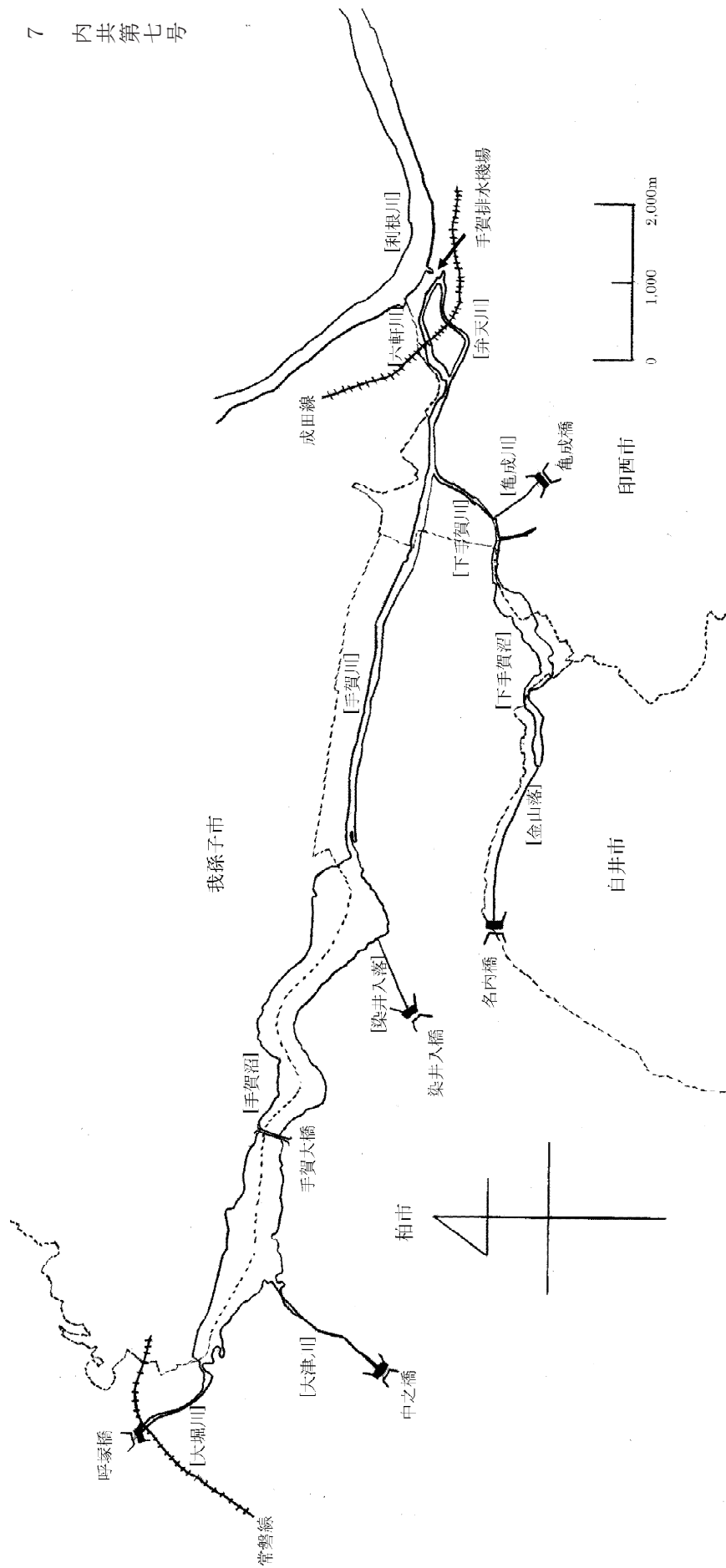


5 内共第五号

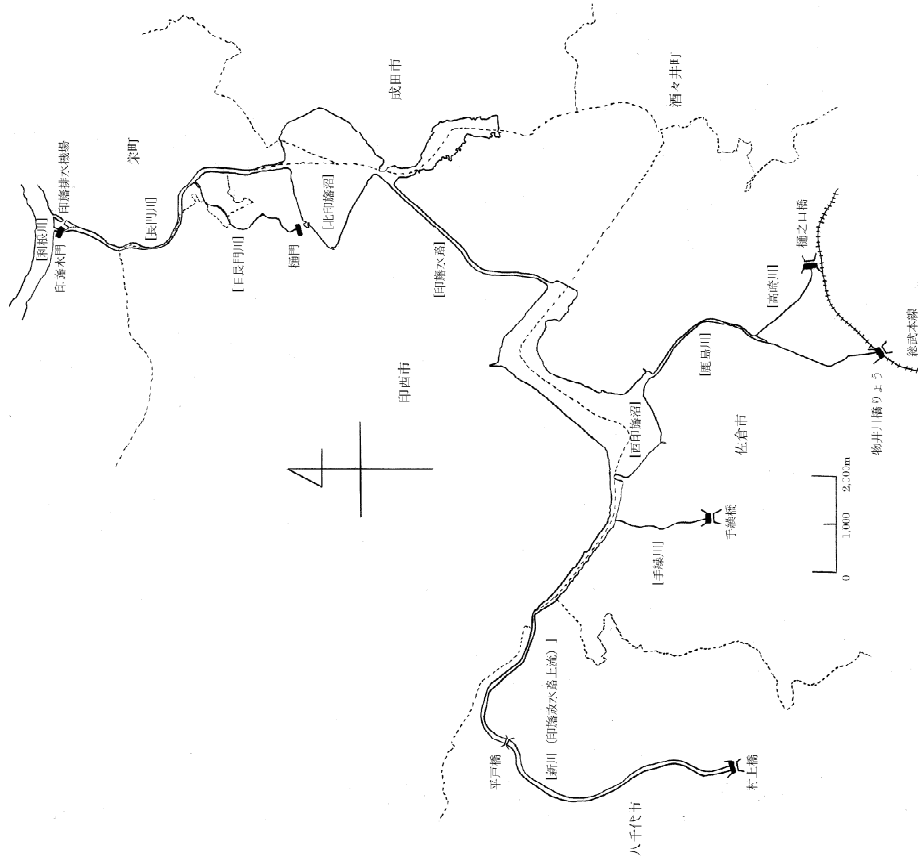


6 内共第六号

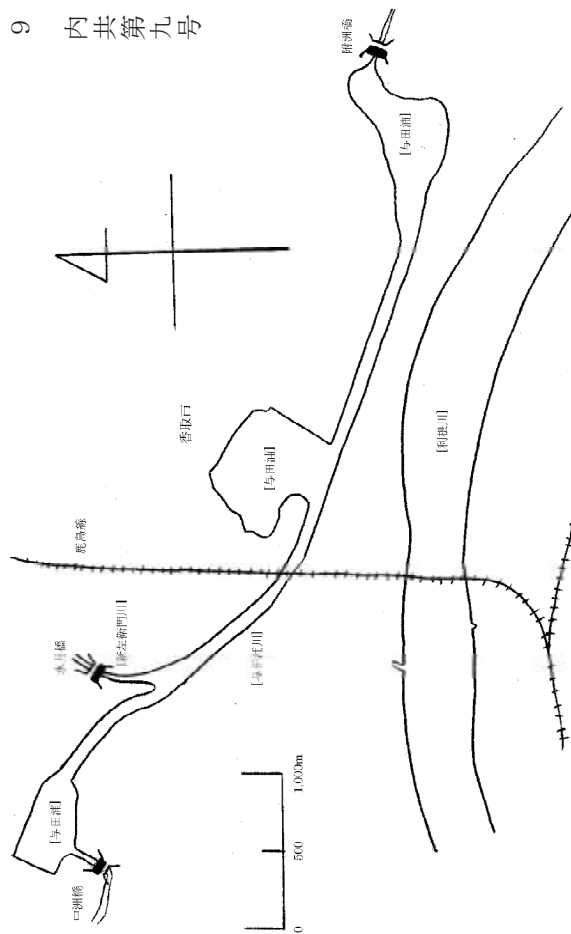


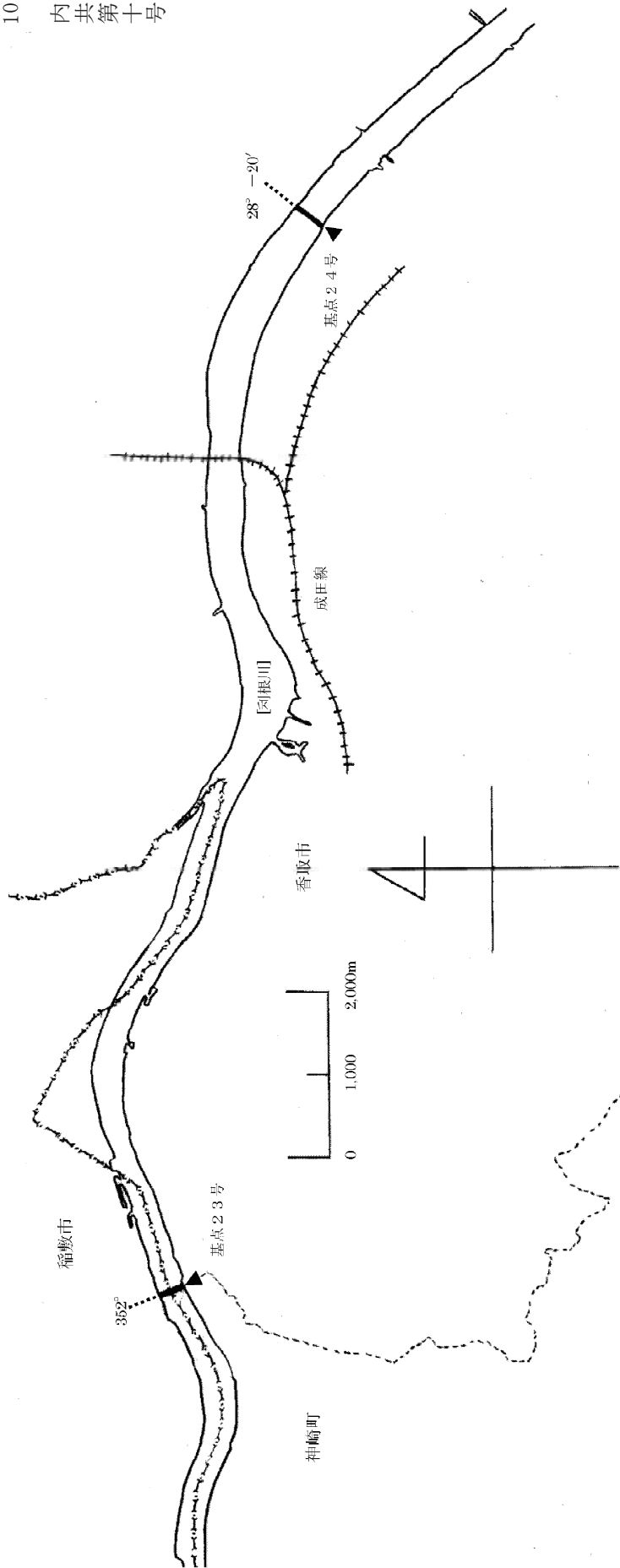


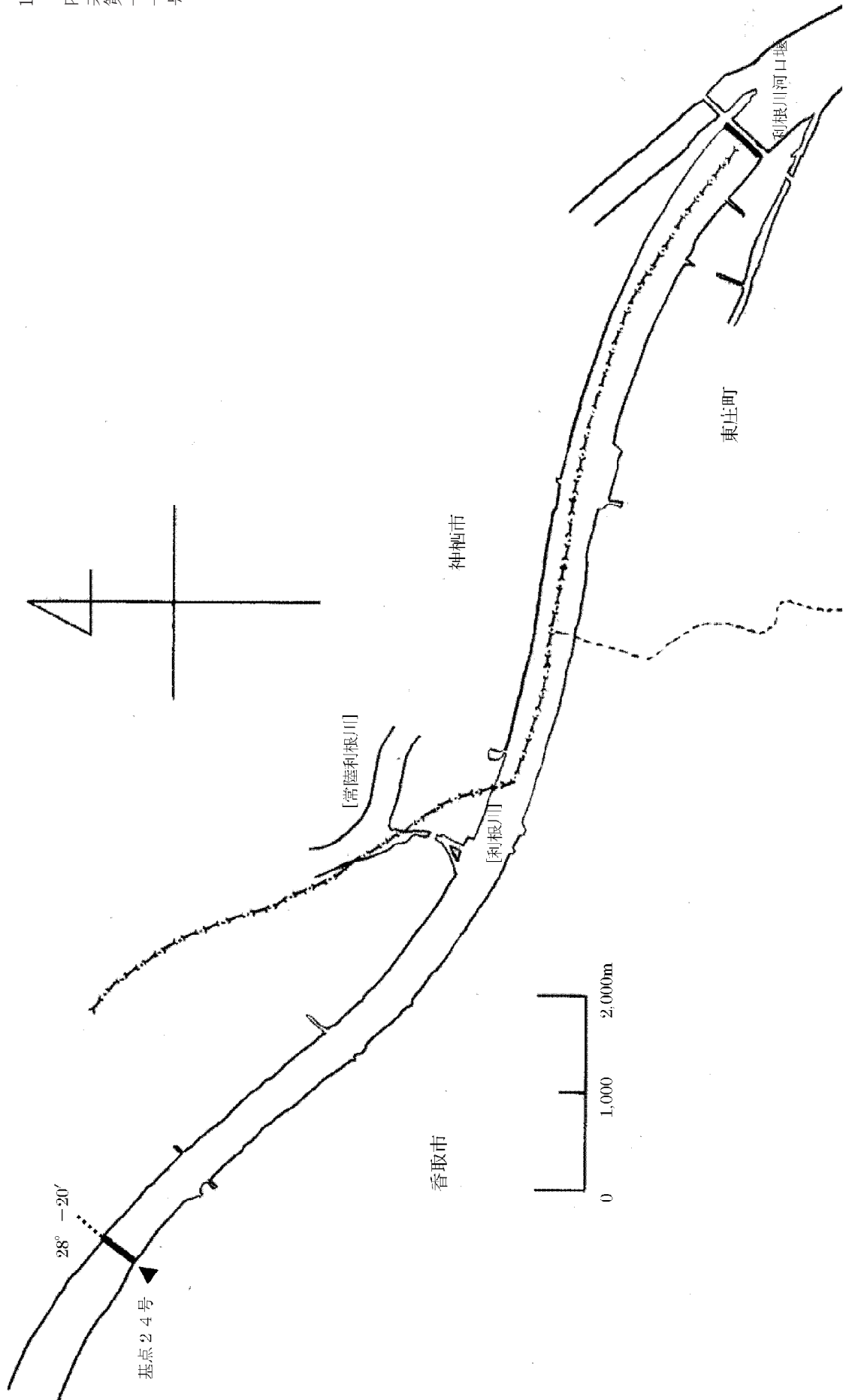
8 内共第八号



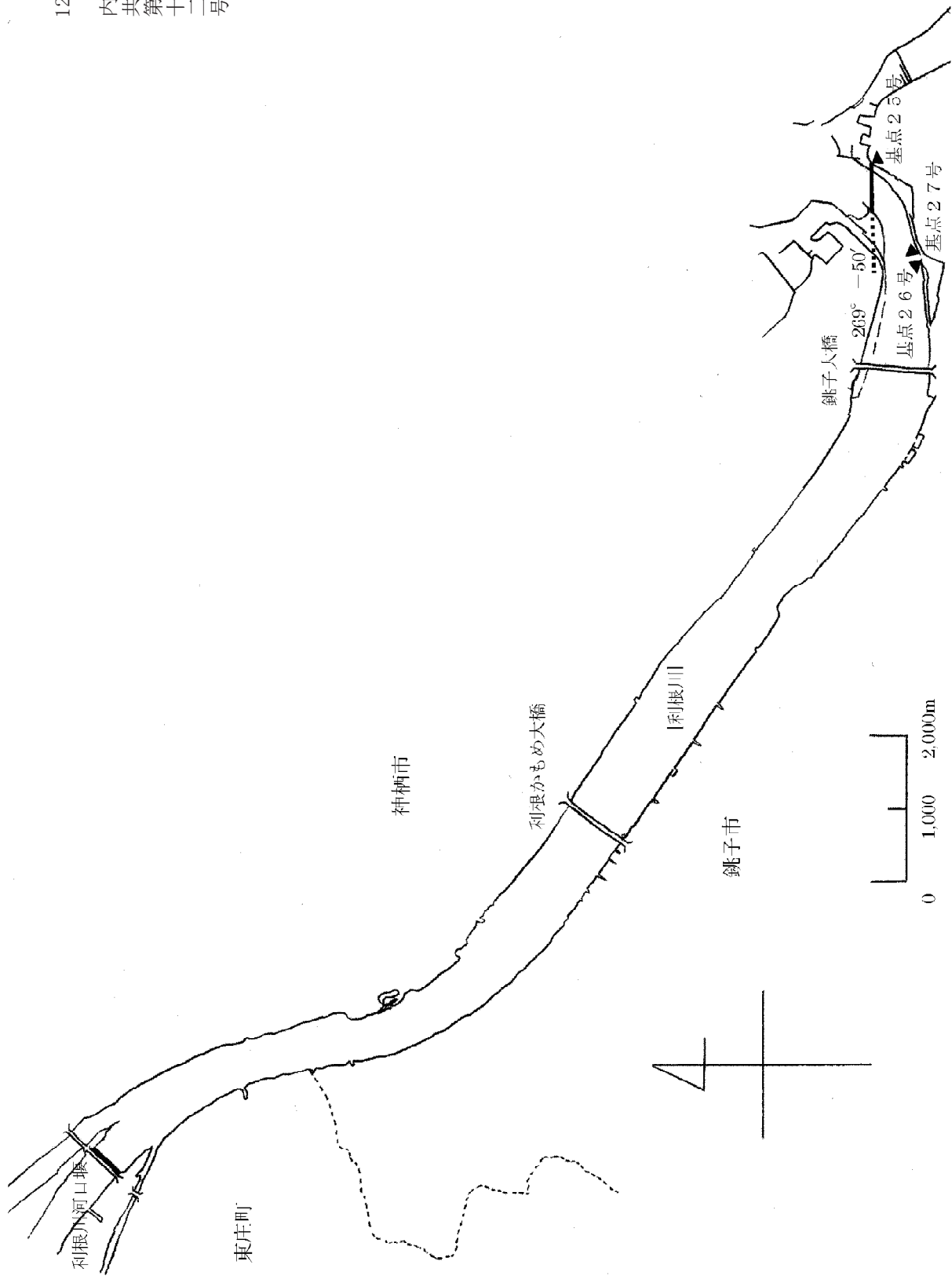
9 内共第九号

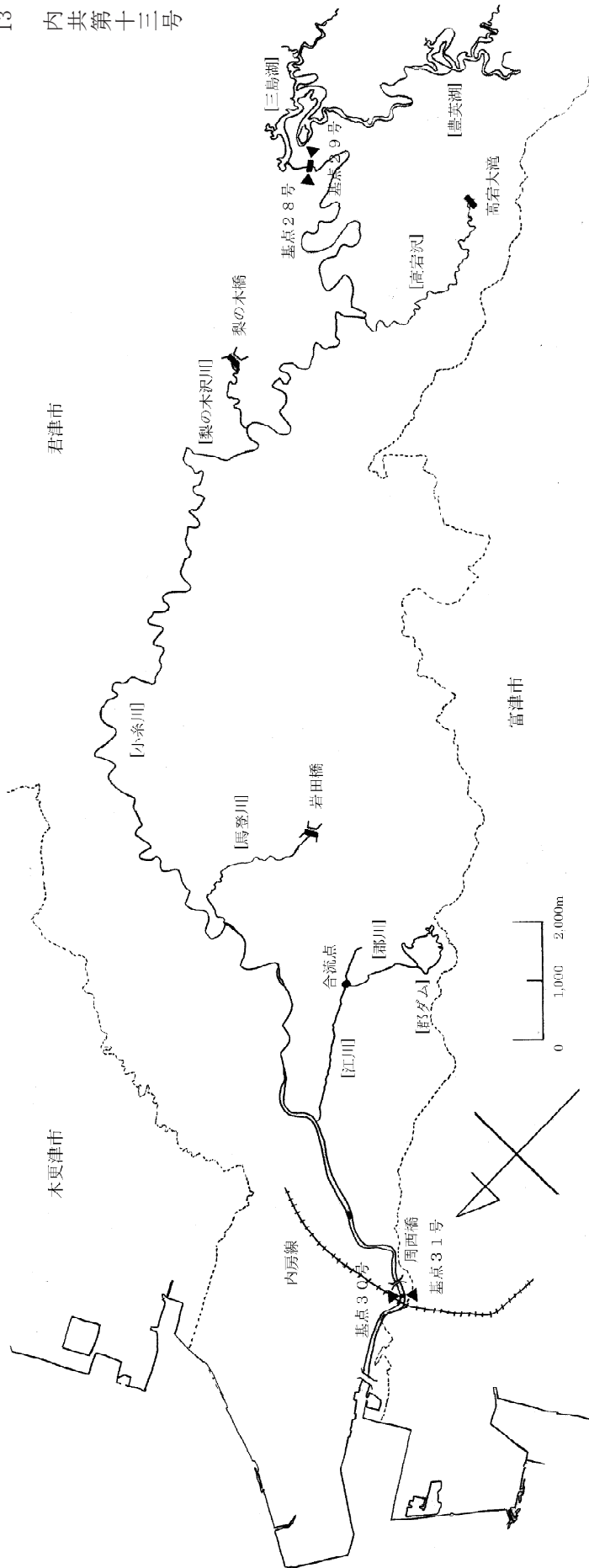






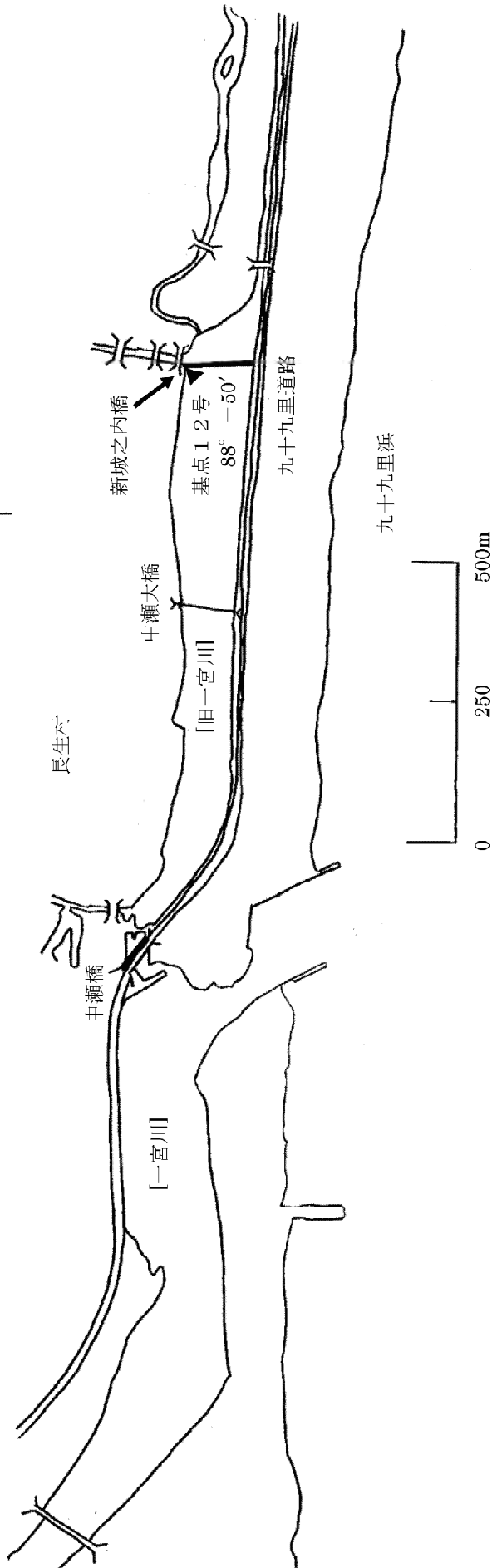
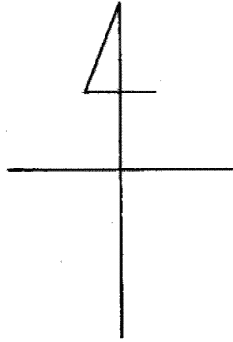


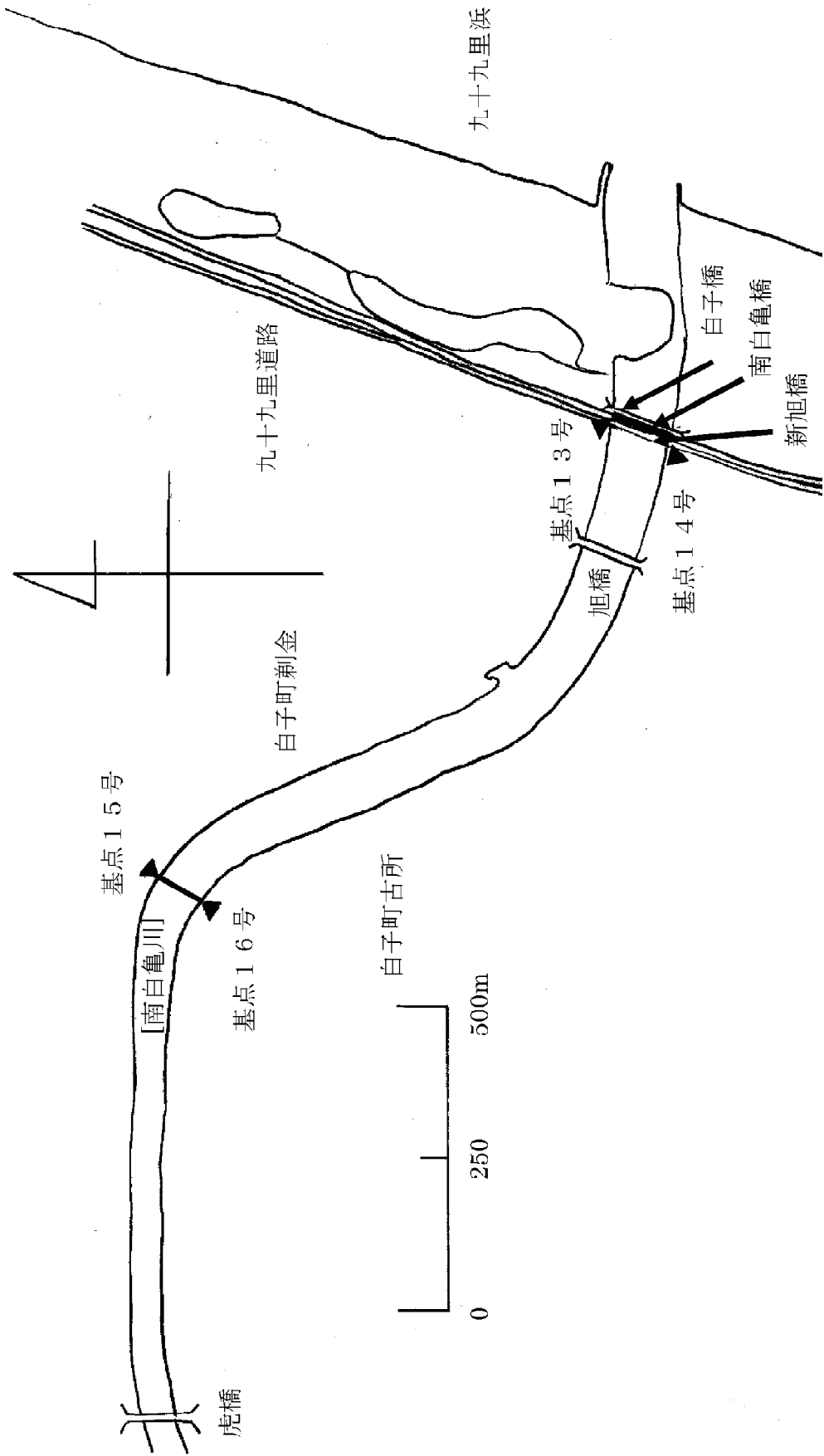












三 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第三 漁業の免許予定日

令和五年九月一日

第四 漁業の免許の申請期間

令和五年六月一日から七月五日まで